参考資料3

参考資料集

目　次

１．基礎資料 ・・・

1．基礎資料

建築物のライフサイクルカーボン評価（LCCO2評価）について

国土交通省

ライフサイクルカーボン評価（LCCO2評価）とは？

- 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む温室効果ガスの環境負荷を算定・評価すること。

現在の省エネ規制との違い

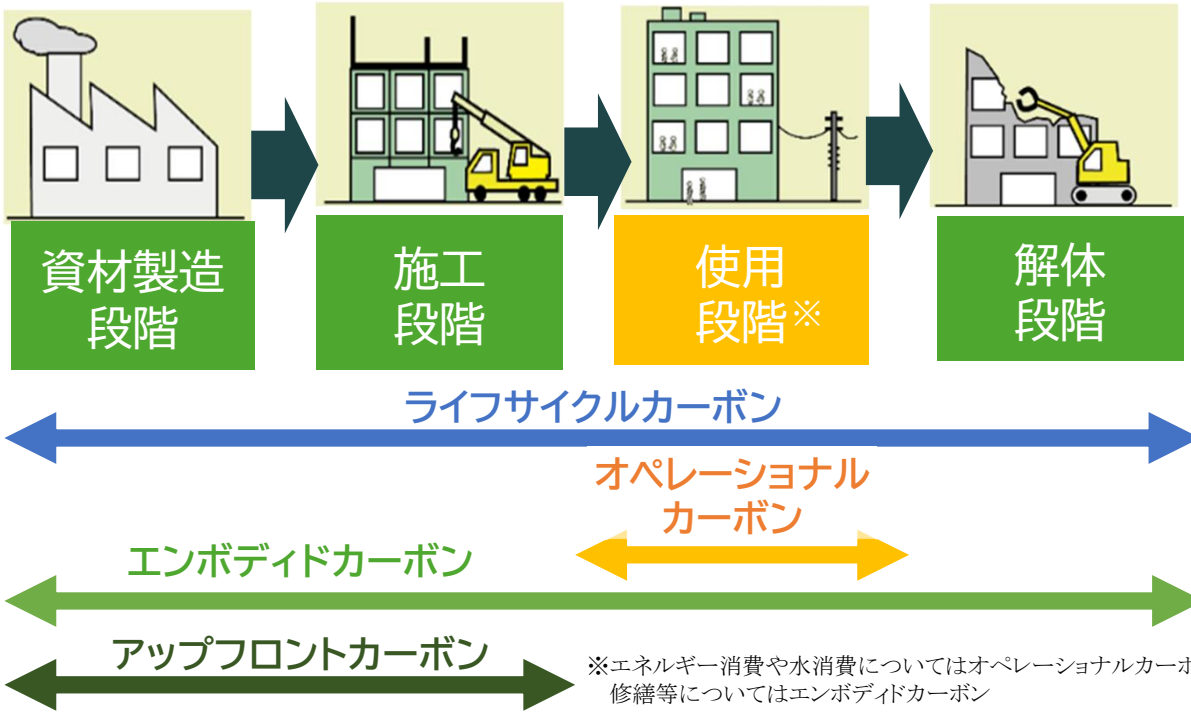
- 現在の省エネ規制は、「建築物使用時」の「エネルギー消費量」の削減を評価するものであるのに対して、建築物LCCO2制度は、「ライフサイクル全体」の「CO2等排出量」の削減を評価する点が異なる。

アップフロントカーボン（資材製造段階）の算定方法のイメージ

「資材等の使用量 」×「当該資材のCO2等排出量原単位」の足し合わせ

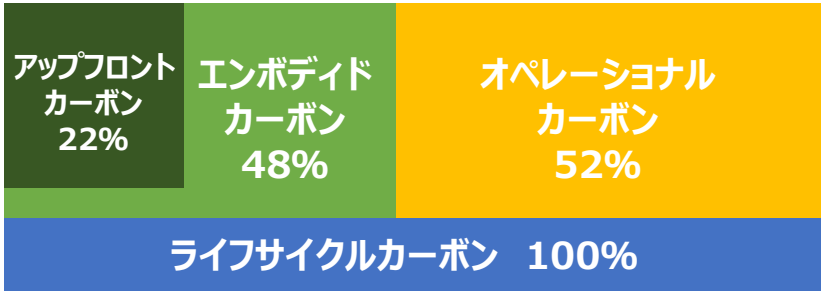
⇒「鉄の使用量●kg」×「○kg-CO2e/kg」＋「コンクリートの使用量■kg」×「□kg-CO2e/kg」
＋「木材の使用量▲kg」×「△kg-CO2e/kg」＋　…

建築物のライフサイクルのイメージ



※エネルギー消費や水消費についてはオペレーショナルカーボン、修繕等についてはエンボディドカーボン

ライフサイクルカーボンの構成イメージ



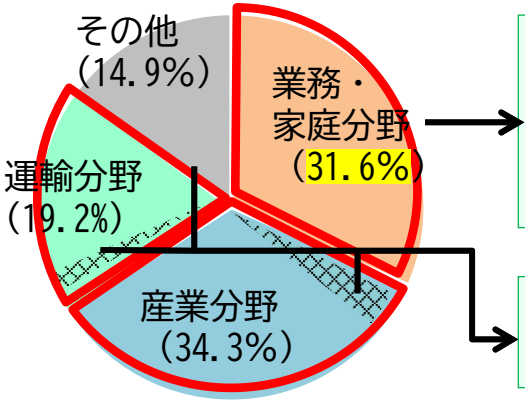
J-CATケーススタディ平均値（全用途）N=26

出典：令和6年度 ゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議 報告書（令和7年3月、IBECs、JSBC）p.71「図3.5-1. ケーススタディ算定結果の分布」のグラフをもとに作成

建築物のライフサイクルカーボン削減の背景

国土交通省

● 我が国の分野別CO_2排出量・・・建築物のライフサイクルカーボンが約4割



建築物使用時のエネルギー使用に伴うCO_2排出（オペレーショナルカーボン）
- これまで、建築物省エネ法により規制。
- 2025年に省エネ基準適合の全面義務化、2030年にZEH・ZEB水準への基準引上げなど、今後、さらに削減見込み。

建築物の建設・維持保全・解体に伴うCO_2排出（エンボディドカーボン）
さらなるCO_2排出削減のためライフサイクルカーボン全体の削減が必要。

出典：2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について（2025年4月環境省）を元に国土交通省が作成

● 国際的な動き

- EU加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの算定・公表を義務付けることが必要
- EUの一部の国においては、ライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制を導入

● 企業財務・金融・会計上の要請

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報としてScope3(注)の開示がプライム上場企業から段階的に義務付けられる予定
- 建築物や不動産・建築事業者に係る国際的な環境性能評価の枠組みへの対応

（注）企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室ガス排出で、上流及び下流の両方の排出を含む。企業の直接的な温室ガス排出は、Scope1（燃料の燃焼）、Scope2（電気の使用）という。

● 国内での先行的な取組

- 不動産事業者が、先行してライフサイクルカーボンの算定に取り組み。2022年に業界団体（（一社）不動産協会）で、建設時GHG排出量算定マニュアルを作成
- 2022年から産官学連携による「ゼロカーボンビル推進会議」においてLCA手法を検討。2024年にライフサイクルカーボン算定ツール（J-CAT）を公開

建築物LCCO2評価手法の確立・制度化に向けた検討体制について

国土交通省

- ゼロカーボンビル推進会議での議論結果・方針を基本としつつ、関係省庁連絡会議で具体的な制度化に向けた議論を開始
- CO2等排出量原単位の整備に向け、建材関係団体の取り組みや技術力向上等を支援する建材EPD検討会議を設置。ゼロカーボンビル推進会議と同会議の連携によりCO2等排出量原単位の整備を加速化。

建築物LCCO2評価の推進体制

参加・協力を促進/連携

関係省庁
金融庁　文科省　農水省　経産省　国交省　環境省

建材・設備製造事業者　建材・設備関係団体　学識者　設計事務所　建設事業者　不動産事業者

主要関係業界

対象製品：鉄、セメント、コンクリート、空調など

・PCR、EPDの整備が必要な建材・設備の洗い出し
・関係省庁と連携の上、検討体制を調整

進捗状況の共有
検討内容の共有

ゼロカーボンビル推進会議

2022年12月～

事務局：（一財）住宅・建築SDGs推進センター

- 中長期戦略・情報発信WG
- ツール開発WG　J-CATを開発
  - ・長寿命化評価SWG
  - ・コミッショニングSWG
- データベース検討WG
  - ・データ整備SWG
- 海外情報WG

連携

建設時GHG排出量算出マニュアル検討会（不動産協会）

2022年11月～

方針・論点の策定・提示
検討結果提示

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議

2024年11月～

事務局：内閣官房・国土交通省

＜メンバー＞
金融庁：企画市場局
文部科学省：文教施設企画・防災部
農水省：林野庁林政部
経産省：GXグループ、製造産業局、エネ庁省エネ新エネ部
国交省：大臣官房官庁営繕部、不動産・建設経済局、住宅局
環境省：地球環境局

検討

2025.4　基本構想とりまとめ

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会

2025年6月～

- 建築物LCAの実施を促す措置
- 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置
- 建築物のLCAに用いる原単位の整備

建材EPD検討会議

2024年10月～

事務局：（一社）日本建材・住宅設備産業協会

- 対象製品：窓・サッシ、石膏ボード、断熱材など
- PCR・EPD等の取組状況の進捗確認
- 課題の抽出、対応方針の検討

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会（略称：建築物LCA制度検討会）

国土交通省

設置概要

○ 目　的：建築物の脱炭素化に向けて、建築物LCAの制度に係る論点整理や検討を行う。

○ 事務局：国土交通省住宅局

実施方針

- 以下の（１）及び（２）を検討事項とする。

（１）LCA実施・促進のための以下に関する制度的枠組み
  - 建築物LCAの実施を促す措置について
  - 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置について
  - 建築物のLCAに用いる原単位の整備について

（２）その他

- 会議は公開とし、議事要旨、議事録及び会議資料も全て公表する。
- 対面とオンラインのハイブリッド方式で開催し、リアルタイムでの動画配信を行う。

委員等

＜委員＞
- 有識者19名

座長　：伊香賀俊治（慶應義塾大学 名誉教授、（一財）住宅・建築SDGs推進センター 理事長）
副座長：稲葉 敦（（一社）日本 LCA 推進機構　理事長）

＜関係省庁＞
- 農林水産省（林野庁林政部）
- 経済産業省（イノベーション・環境局、製造産業局、商務情報政策局、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部、資源エネルギー庁資源・燃料部）
- 国土交通省（大臣官房 官庁営繕部、不動産・建設経済局）
- 環境省（地球環境局）

＜オブザーバー＞
- 建築主、設計者、施工者、建材・素材メーカー等の業界団体等

スケジュール

○ 2026年10月から2027年5月まで集中的に議論（全3回+α）。

○ その後は必要に応じて開催。

建築物LCA制度検討会　委員・オブザーバー名簿（2026年10月5日時点）

国土交通省

	委員	◎座長　○副座長
	秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部長 教授
◎	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 名誉教授 （一財）住宅・建築SDGs推進センター 理事長
○	稲葉 敦	（一社）日本 LCA 推進機構　理事長
	玄地 裕	（国研）産業技術総合研究所エネルギー・環境領域　副領域長 （兼務）研究推進本部　CCUS実装研究センター　研究センター長
	小山 師真	（一社）日本冷凍空調工業会　建築物LCA対策WG主査
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	高井 啓明	（一社）日本建設業連合会　建築設計委員会 カーボンニュートラル設計専門部会　主査
	家亀 正行	（一社）セメント協会 生産・環境幹事会幹事長
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	上野 利樹	（株）日本政策投資銀行　アセットファイナンス部長
	堂野前 等	（一社）日本鉄鋼連盟 国際環境戦略委員会委員長
	中川 雅之	日本大学経済学部 教授
	中村 幸司	帝京科学大学　生命環境学部　兼　総合教育センター　教授
	服部 順昭	東京農工大学 名誉教授
	久田 隆司	（一社）板硝子協会 建築委員会技術部会長
	松岡 公介	東京都環境局 建築物担当部長
	柳井 崇	元・日本設計　理事　環境技術担当 CASBEE研究開発委員会専門委員,LCCM検討小委員会委員
	松野　健太郎	（一社）不動産協会　環境委員会　副委員長
	渡辺 真志	（一社）住宅生産団体連合会　住宅性能向上委員会 SWG2リーダー

オブザーバー（85団体）

○建築主

（一社）日本ビルヂング協会連合会、（一社）不動産協会、（公社）全国ビルメンテナンス協会

○設計者

建材設備コミッショニング協会、（一社）建築設備技術者協会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建築構造技術者協会、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築積算協会、（一社）日本設備設計事務所協会連合会

○施工者

（一社）JBN・全国工務店協会、（一社）住宅生産団体連合会、（一社）全国建設業協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本空調衛生工事業協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本免震構造協会

○建材製造等事業者

ウレタンフォーム工業会、（一社）ALC協会、塩ビ工業・環境協会、押出発泡ポリスチレン工業会、火山性ガラス質材料工業会、キッチン・バス工業会、国産材製材協会、（一社）石膏ボード工業会、（一社）セメント協会、せんい強化セメント板協会、（一社）全国LVL協会、（一社）全国コンクリート製品協会、全国陶器瓦工業組合連合会、全国生コンクリート工業組合連合会、（一社）全国木材組合連合会、断熱建材協議会、（一社）日本アルミニウム協会、（一社）日本インテリア協会、（一社）日本エクステリア工業会、（一社）日本ガス石油機器工業会、日本カーペット工業組合、日本金属サイディング工業会、（一社）日本金属屋根協会、（一社）日本建材・住宅設備産業協会、日本建築仕上材工業会、日本合板工業組合連合会、（一社）日本サッシ協会、（一社）日本産業機械工業会、（一社）日本CLT協会、日本集成材工業協同組合、（一社）日本伸銅協会、日本接着剤工業会、日本繊維板工業会、日本暖房機器工業会、（一社）日本鉄鋼連盟、（一社）日本電機工業会、（一社）日本電線工業会、（一社）日本フローリング工業会、日本複合・防音床材工業会、（一社）日本壁装協会、（一社）日本防水材料協会、日本木材防腐工業組合、（一社）日本木製サッシ工業会、（一社）日本窯業外装材協会、（一社）日本冷凍空調工業会、（一社）日本レストルーム工業会、発泡スチロール協会、フリーアクセスフロア工業会、（一社）フローリング協会、木造住宅接合金物協会、（一社）リビングアメニティ協会、ロックウール工業会

○エネルギー関係事業者

（一社）ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会、（一社）再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）、（一社）JPEA太陽光発電協会、石油連盟、電気事業連合会、（一社）日本ガス協会

○宅地建物取引業者

（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会、（一社）不動産流通経営協会

○地方公共団体等・評価機関

（一財）建材試験センター、（国研）建築研究所、（一財）住宅・建築SDGs推進センター、（一社）住宅性能評価・表示協会、（独）都市再生機構、日本建築行政会議　設備部会

2. 建築物LCA制度検討会 中間とりまとめ(2025.1)概要

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方 中間とりまとめ 概要

建築物LCA制度検討会
令和８年１月28日公表

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」（2025年４月）が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO2評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策**及び**ロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの**責務・役割の明確化**	• 建築物LCCO2評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき
2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係る**ルールの策定**	• **建築物のLCCO2の算定ルール**及び**算定結果の評価基準**を策定すべき
3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の**実施を促す措置**	• 比較的CO2等排出量の大きい大規模建築物※1は、**建築士が建築主に対して**、設計する建築物において**LCCO2評価を実施する意義等について説明**した上で、建築主の求めに応じて**LCCO2の算定に適確に対応**することを義務付けることを検討すべき ※1　例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 • 特にCO2等排出量の大きい建築物※2については、**建築主に対して、国へのLCCO2評価結果（自主評価）の届出**を義務付け、**設計時から自主的削減の検討を促す仕組み**を検討すべき ※2　例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築 • 国の庁舎等におけるLCCO2評価の先行実施を検討すべき • LCCO2評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき
4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の**表示を促す措置**	• 建築物のLCCO2評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき • **LCCO2評価結果に係る第三者認証・表示制度**の創設を検討すべき
5. 建材・設備のCO2等排出量**原単位の整備**	• **建材・設備CO2等排出量原単位の整備方針**の策定及び**建材・設備における表示ルール**の策定を検討すべき
6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための**環境整備**	• LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき • 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

建築物のライフサイクルカーボン（$LCCO_2$）の削減に向けたロードマップ

取り巻く環境

- ✓ 地球温暖化による被害の激甚化・頻発化（洪水、熱波・酷暑、森林火災等）
- ✓ 高まる資源獲得競争

→

- ■ 建築生産　｜設計・材料調達・施工の変革
- ■ 建材・設備｜新建材・設備の投資・イノベーション（脱炭素・DX）
- ■ 金融・投資｜Scope３開示（大企業2027/2028-）
- ■ 国際環境　｜国際競争力強化、海外からの投資呼び込み、国際標準化へ

→ **レジリエントな脱炭素型・循環型の社会へ**

必要となる社会変容

- ✓ ライフサイクルでの脱炭素の評価軸なし
- ✓ 建材・設備の脱炭素性能は評価されない
- ✓ リユース材・リサイクル材は評価されない
- ✓ エンボディドカーボンとオペレーショナルカーボン等のトレードオフの知見が不足

→

- ■ データの蓄積
  - $LCCO_2$評価事例・データの蓄積
  - 建材・設備CO_2等排出量原単位（EPD／CFP）の蓄積
- ■ 設計・材料調達・施工の変革、知見の蓄積、業務の効率化
  - 既存躯体活用、低炭素製品（リユース材・リサイクル材を含む）・GX製品等の活用、高層木造建築　等
  - エンボディドカーボン削減、省エネルギー性、耐震性、耐久性等のバランスのとれた設計　等
  - 建築設計のBIM活用によるLCAの効率化（2026 BIM図面審査、2029 BIMデータ審査）
- ■ 建材・設備への投資・イノベーション
（低炭素製品（リユース材・リサイクル材を含む）・GX製品等や構造強度・耐久性・脱炭素性能等を追求した建材・設備の開発）

第１ステップ
$LCCO_2$評価の実施、自主的削減

第２ステップ
$LCCO_2$評価の一般化、削減策の措置
（制度開始後３年以内を目途に検討開始）

第３ステップ
$LCCO_2$削減策の強化

～2027	2028	2030年代	2040年代	2050

実施する措置

- ■ 算定ルール、評価基準の作成・公表
- ■ 表示ルールの作成・公表　等

- ■ 建築主の国への届出制度（例：5,000㎡以上の事務所の新築等）
- ■ 建築士の建築主への説明制度（例：2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等）
- ■ $LCCO_2$評価結果の第三者認証・表示制度（例：住宅・建築物の新築・改修等）
- ■ 国の指針策定（$LCCO_2$算定・評価のルール、建材・設備CO_2等排出量原単位整備等）　等

- ■ 届出対象拡充（制度開始後概ね５年以内）（例:対象用途・規模の拡充）
- ■ $LCCO_2$削減策の措置

- ■ $LCCO_2$削減策の段階的強化

- ■ $LCCO_2$評価支援
- ■ 建材・設備CO_2等排出量原単位整備支援
- ■ $LCCO_2$削減プロジェクトへの支援
- ■ 優良建築物等への補助事業における$LCCO_2$評価の要件化

- ■ $LCCO_2$削減支援の検討　等

- ■ 官庁施設の環境保全性基準改定による$LCCO_2$算定の実施（2027予定）
- ■ UR賃貸住宅における$LCCO_2$算定の実施（2025試行実施、2026～全建替え事業に対象を拡大）

＜建築物の$LCCO_2$評価＞
- ■ 算定側の専門家育成
- ■ 第三者認証側の体制整備

＜建材・設備CO_2等排出量原単位整備＞
- ■ PCR・EPD／CFP作成側の専門家育成
- ■ 第三者レビュー側の体制整備
- ■ 積み上げ型（EPD／CFP）による業界代表データ・個社データの整備（主要建材は2027年度まで）
- ■ 国が定めるデフォルト値の整備

政策指標

政策指標：建築物の$LCCO_2$評価の実施件数
観測指標：建材・設備CO_2等排出量原単位（EPD／CFP）の整備状況

制度的措置　支援措置　体制整備

3. 改正建築物省エネ法概要

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

国土交通省

令和8年7月31日：公布

背景・必要性

資材製造・施工・解体による排出量 約 **1** 割

建築物の使用による排出量 約 **3** 割

建築分野約４割

国内のCO_2排出量（推計）

<建築物のライフサイクル>



<建築物の脱炭素化の取組>

2050
カーボンニュートラル
ストック平均ZEH・ZEB水準

2030
新築ZEH・ZEB水準

2025
新築省エネ基準義務化



「Port Plus」
（大林組研修施設・横浜市）

設計・施工の変革を促進
（省エネ、低炭素建材・リサイクル材等の採用、長寿命化、ストック活用等）

《木材活用による脱炭素の例》
ライフサイクルカーボンの比較により**木造を採用**することで**製造時CO_2排出を削減**

これまでは使用段階の省エネに着目。2025年４月に省エネ基準適合を全面義務化。

資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を評価する仕組みを創設

2030年の新築ZEH・ZEB水準、2050年のストック平均ZEH・ZEB水準の目標に向けて、進展する省エネ技術に対応する仕組みを創設

※ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

省エネ・低炭素建材・設備の**投資・イノベーション**、日本の技術の**海外展開**を促進

《新技術の例》**ペロブスカイト太陽電池**

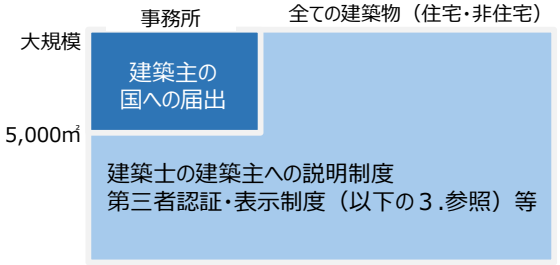
建築物のライフサイクルでの省エネ・省資源・脱炭素の取組を通じ、**エネルギー安全保障**にも貢献

改正法の概要

2年以内施行

1．建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の**関係者の役割を明確化**
- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（**統一の算定ルール**）を策定
- 一定の建築物の新築等について、**建築主は**、着工前の**建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出**



1年以内施行

2-①．先導的な省エネ技術を評価する大臣認定

- 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、**大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定**

【先導的な省エネ技術の例：自然換気システム】

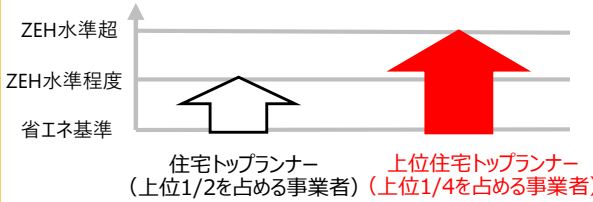


風向・風速、室内外の温度差等をセンサーで検知して窓を開閉し、自然通風を利用して空調エネルギーを削減

1年以内施行

2-②．上位住宅トップランナー制度

- **概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者**は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告



2年以内施行

3．建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、**標章を表示することができる**こととし、**紛らわしい表示を禁止**

2年以内施行

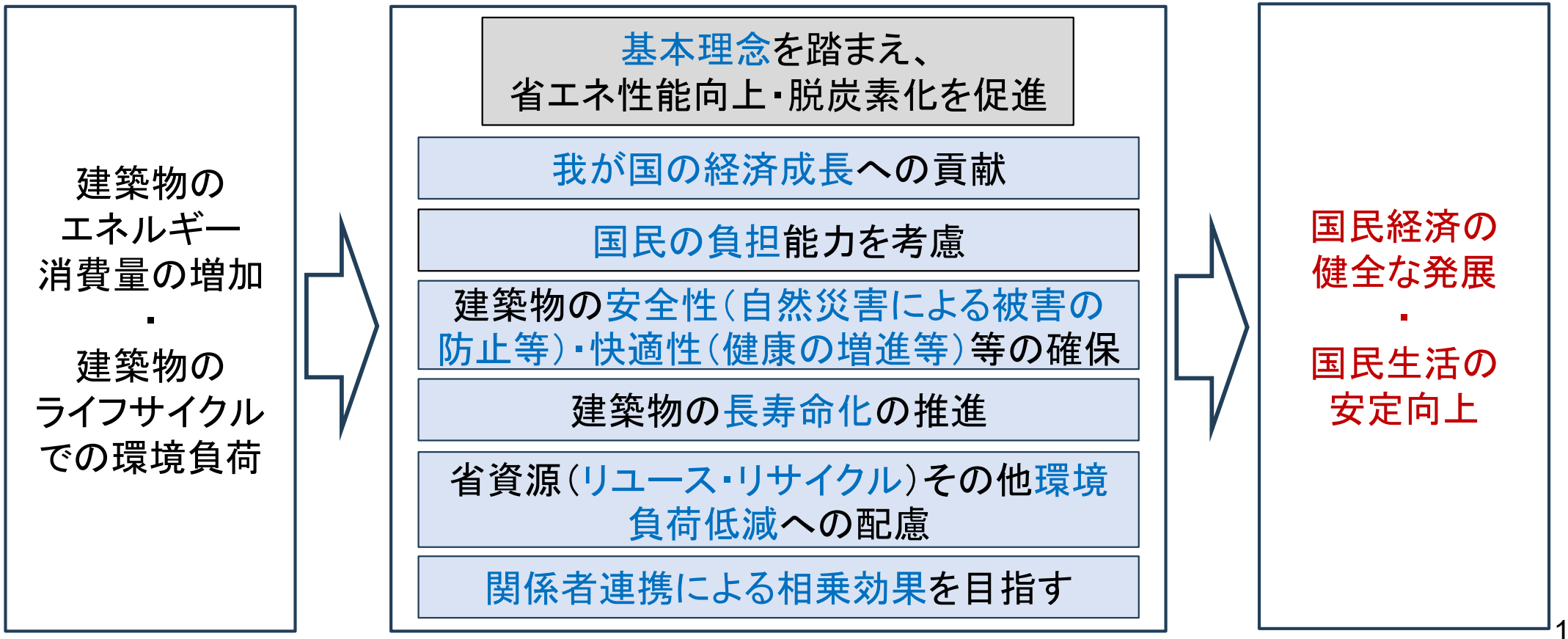
4．その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上**及び脱炭素化の促進**に関する法律」とする等の措置を講じる

建築物の省エネ性能向上・脱炭素化の目的と基本理念（法第１条の２関連）

国土交通省

○ 建築物の省エネ性能向上・脱炭素化は、**国民経済の健全な発展、国民生活の安定向上**に寄与することが目的。
○ このため、以下の**基本理念**に基づき取り組むことを法定化。
① **我が国の経済成長**に資すること
② 建築物の取得・賃貸に当たっての**国民の負担**能力を考慮すること
③ 建築物の**安全性**（自然災害による被害の防止等）・**快適性**（健康の増進等）等の必要な性能を確保すること
④ 良好な状態での建築物の長寿命化を図ること
⑤ 設計・施工にあたり、省資源（建材設備の**リユース・リサイクル**）その他**環境負荷低減**に配慮すること
⑥ 建築主、設計・施工事業者、建物所有者、建材設備製造事業者等の**関係者連携による相乗効果**を目指すこと



建築物のライフサイクルカーボン評価制度の創設

国土交通省

■ 2050年カーボンニュートラルに向けて、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を評価する仕組みを創設

措置の概要

➢ 国が**建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（統一の算定ルール）を策定**するとともに、**建築主、建築士、建設業者等の責務を明確化**

- 国の定めるルールに従って資材製造に係る炭素排出量を算定したときは、ルールに従ったものである旨及び当該原単位を製品のカタログや広告に表示可能

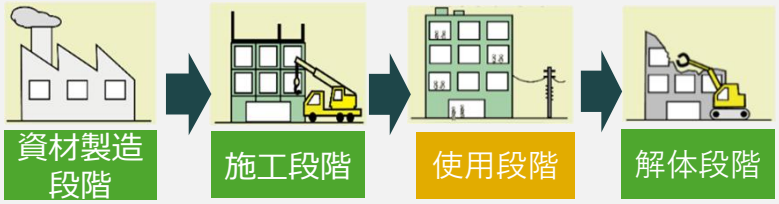
➢ **建築物の脱炭素化の取組の見える化を促進**

- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、**標章を表示することができる**

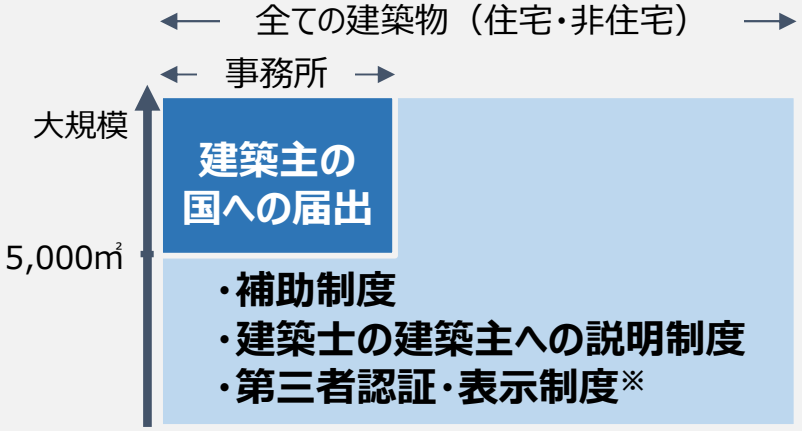
➢ **建築物のライフサイクルカーボン評価の一般化を促進**

- 環境への負荷が少ないものを除き、建築物の新築等について、設計委託を受けた**建築士は、ライフサイクルカーボン評価に必要な事項を建築主に説明する**など必要な協力を実施
- 5,000㎡以上の事務所（政令）の新築等について、**建築主は、着工前に建築物のライフサイクルカーボン評価の結果を国に届出**

【建築物のライフサイクル】



【今回講じる措置の体系】



※ 省エネ性能の第三者認証・表示も含めて措置

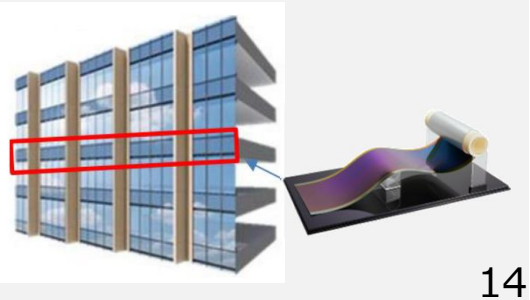
【その他上記の措置に伴う改正】
・法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上**及び脱炭素化の促進**に関する法律」に改正するほか、法律に基本理念を新設、基本方針等に「建築物の脱炭素化の促進」を追加

促進される取組

■ **建築設計・施工の変革**
[中高層木造建築物等]
（省エネ、低炭素建材・リサイクル材等の採用、長寿命化、ストック活用等）
⇒地域経済の活性化



■ **建材・設備の新技術採用**
[ペロブスカイト太陽電池等]
⇒成長投資・イノベーション
⇒技術の海外展開
⇒エネルギー安全保障



改正建築物省エネ法　施行日について

国土交通省

■　公布日から１年以内

- 先進的な省エネ技術を用いた建築物の大臣認定制度の創設
- 上位住宅トップランナー制度の創設

本検討会の検討事項

- 登録建築物環境性能認証機関の事前登録、認証業務規程の事前届出

■　公布日から２年以内

- ライフサイクルカーボン評価制度（関係者の努力、ライフサイクルカーボン評価指針、届出義務等）

※　届出義務について、施行日から14日後以降に工事に着手する新築・増改築について適用する経過措置あり
＜附則５条＞

- 建築物の第三者認証・表示制度（省エネ、ライフサイクルカーボン評価）

- 法律名、目的、定義、基本理念、基本方針等

建築物省エネ法の基本理念（法第１条の２）　※改正法により新設

国土交通省

法律における規定

（基本理念）

第一条の二　**建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）**の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。**

２　**建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、**建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、**建築主**（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）**、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者**（建築材料又は建築設備（以下「建築材料等」という。）の製造、加工又は輸入（以下「製造等」という。）を行う事業者をいう。以下同じ。）**その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。**

３　**建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、**建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、**建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。**

4. 各検討事項の参考資料

４－１．検討事項１
建築物ライフサイクルカーボンの算定ルール

建築物ライフサイクルカーボン評価の統一ルール
（法第64条の4：建築物通算炭素排出量評価指針）

国土交通省

○ 建築物のライフサイクルカーボン評価は、建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者など様々な主体が関わるため、**関係者が同じ認識をもって取り組むための共通ルールを整備**する。
○ 関係省庁（国交省・経産省・環境省・農水省）が連携して統一ルールを定め、制定・変更時に遅滞なく公表。

■ 建築物LCCO2の算定及び評価の方法

算定対象
- 対象範囲：資材製造段階・施工段階・使用段階・解体段階
- 対象部位：躯体、内外装材、建築設備　等
- 対象建築行為：新築、増改築　等

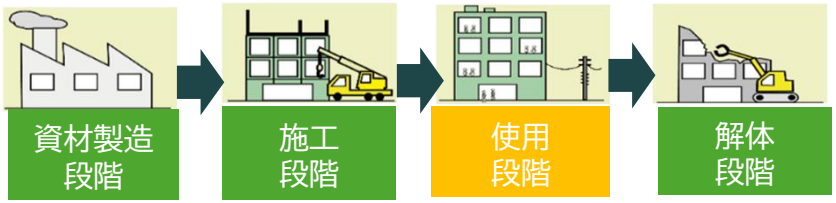
算定方法
- 資材製造・施工・使用・解体の各段階の算定式・使用するデータ

（例）資材製造段階

算定式　：「資材ごとの数量」×「資材ごとの単位数量あたりCO2排出量」の総和

※「資材ごとの単位数量あたりCO2排出量」に使用するデータは、「製品データ（個社/業界）」又は「国が定めるデフォルト値」を使用

評価方法
- 定量評価（第１評価軸、第２評価軸）、定性評価



製品ごとの単位数量あたりCO2排出量データ

建材①	・A社製品データ、B社製品データ… ・業界代表データ ・デフォルト値（国）
建材②	・A社製品データ、B社製品データ… ・業界代表データ ・デフォルト値（国）
⋮	⋮

■ 建築主の判断の基準となるべき事項

届出制度、説明制度、建築物の第三者認証・表示制度において参照する基準等
- ライフサイクルカーボンの基準値（kgCO2e/㎡年）
- ライフサイクルカーボン削減措置、与条件・機能等

■ 建材等に係る情報の収集及び整理の方針

- 「国が定めるデフォルト値」の整備方針　等

法律における規定

第六十四条の四　**主務大臣は**、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針（以下「**建築物通算炭素排出量評価指針**」という。）を定めるものとする。
２　建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
　一　建築物通算炭素排出量評価に係る**建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法**
　二　建築物通算炭素排出量評価に係る**建築主の判断の基準となるべき事項**
　三　炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な**建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項**
３～５（略）
第六十四条の十九（略）
２　第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、**国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣**とする。

前提１　制度コンセプト

建築物LCA制度検討会「中間とりまとめ」（2026年１月）をもとに作成

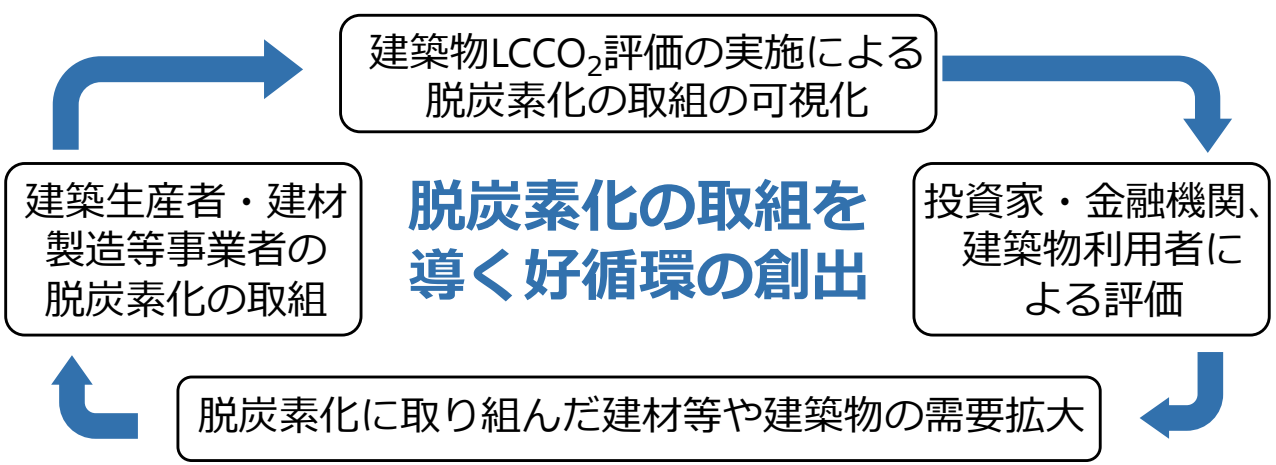
目的　レジリエントな脱炭素社会・循環型社会の実現

日本のCO_2等総排出量の約４割を占める建築物分野の脱炭素化に資する、建築物の$LCCO_2$削減に向けて、$LCCO_2$評価の実施及び削減を促進するための施策を講じる。これにより、建築物の設計・材料調達・施工等における変革を促すとともに、建材・設備における投資・イノベーション等を促進する。

目指すべき社会像

ライフサイクル思考 × **統一的な評価基準**

- 既存ストック活用、長寿命化、コミッショニング、リユース・リサイクル等のライフサイクル思考を設計初期段階から促す
- 多様なステークホルダー間で連携を図る
- ストック型社会への移行に資する



- 日本や建築物の特性（地震国、一品生産等）、国際整合、過大な社会的コストの回避に配慮
- 公平・簡便かつ効果的・効率的な評価から開始
- 正確性・比較可能性を段階的に向上

アプローチ　日本型のステップ・バイ・ステップ・アプローチ

スモールステップとPDCAを早く回すことで、より早く、より多くのことを学び、次のステップにつなげる。

第１ステップ
$LCCO_2$評価の実施、自主的削減
（2028年度を目途）

第２ステップ
$LCCO_2$評価の一般化、削減策の措置（制度開始後3年を目途に検討）

第３ステップ
$LCCO_2$削減策の強化

前提2　昨年度の議論（中間とりまとめ）を踏まえた算定ルール作成方針

国土交通省

方針１　LCCO2削減を促すための設計における変革を促進することを目的とする
（正確な排出量を求めることが目的ではないため、必要以上に精緻な算定を求めない）　＜中間とりまとめ(制度の目的)＞

今年度の検討方針

- 低炭素建材の採用、資材数量の適正化等、脱炭素化の取組が適切に算定結果に反映
  - ✓ 建材・設備等CO2等排出量原単位は、建材等メーカーの努力が評価できる積上型データ（EPD、CFP）を活用
- 効果的・効率的な削減、設計変革など行動変容につながらないものについて精緻な算定は不要
  - ✓ 数量の削減を促すためには当該数量を入力、排出量原単位の削減を促すためには当該原単位を入力
- 削減効果があるなど促進すべき取組は制度が複雑にならない範囲において極力評価
  - ✓ 算定必須としない場合でも手間をおしまず算定した場合に数字がよくなる

方針２　削減努力が的確に評価できる公平なルールとする　＜中間とりまとめ(目指すべき社会像)＞

今年度の検討方針

- 建物用途等の与条件等、設計努力とは無関係な要因で不利にならないよう前提条件を可能な限りそろえる（例：建築用途別に基準値作成）、前提条件を明示する（例：耐震性能）など配慮

方針３　算定者の過度な負担とならないような簡便なルールとする　＜中間とりまとめ(施策の方向性)＞

今年度の検討方針

- 設計や各種手続き等で算定済みのデータを極力活用し、新たな数量拾いは極力減らすなど算定負荷軽減を図る
  - ✓ kgCO2e/年・㎡の算定に係る評価床面積（㎡）は原則として建築基準法の延べ面積を活用
  - ✓ オペレーショナルカーボンは建築物省エネ法の適判申請に係る算出結果等を活用（例：省エネWEBプログラム算定結果）
- 統計データ等による概略の算定方法も可能とする
  - ✓ 削減効果に比して資材数量拾いの手間がかかるものは、比率等による推定での算定も可とする

方針４　2028年度の制度開始を前提として検討する　＜中間とりまとめ(早急に施策を講ずべき理由)＞

今年度の検討方針

- 第１ステップの2028年度開始を前提に、優先順位を踏まえつつルール化。重要な事項であって、データ・知見、エビデンスが不足している項目等については、次のステップに向けて引き続き検討。
  - ✓ 規制（届出制度）に係るルール・基準値を最優先で作成・周知。
  - ✓ 第三者認証・表示制度等もニーズを踏まえつつ、優先順位を踏まえ進める
  - ✓ 耐震・免振・制震化、躯体長寿命化等によるエンボディドカーボン削減効果は引き続き検討

届出制度・説明制度における適用対象

国土交通省

○ **一定の規模・用途に該当する建築物は原則として届出制度・説明制度の対象**となるが、現行の**建築物省エネ法で省エネ適判が除外**されており、かつ、**使用する建築材料等の数量が少ない建築物**については、**適用の対象外**とする。（**畜舎・堆肥舎を政令で例示する**）

○ ただし、現行の建築物省エネ法で省エネ適判が除外されている建築物のうち、使用する建築材料等の数量が少なくない建築物については、エンボディドカーボンの発生量が大きいことから、適用の対象とする。

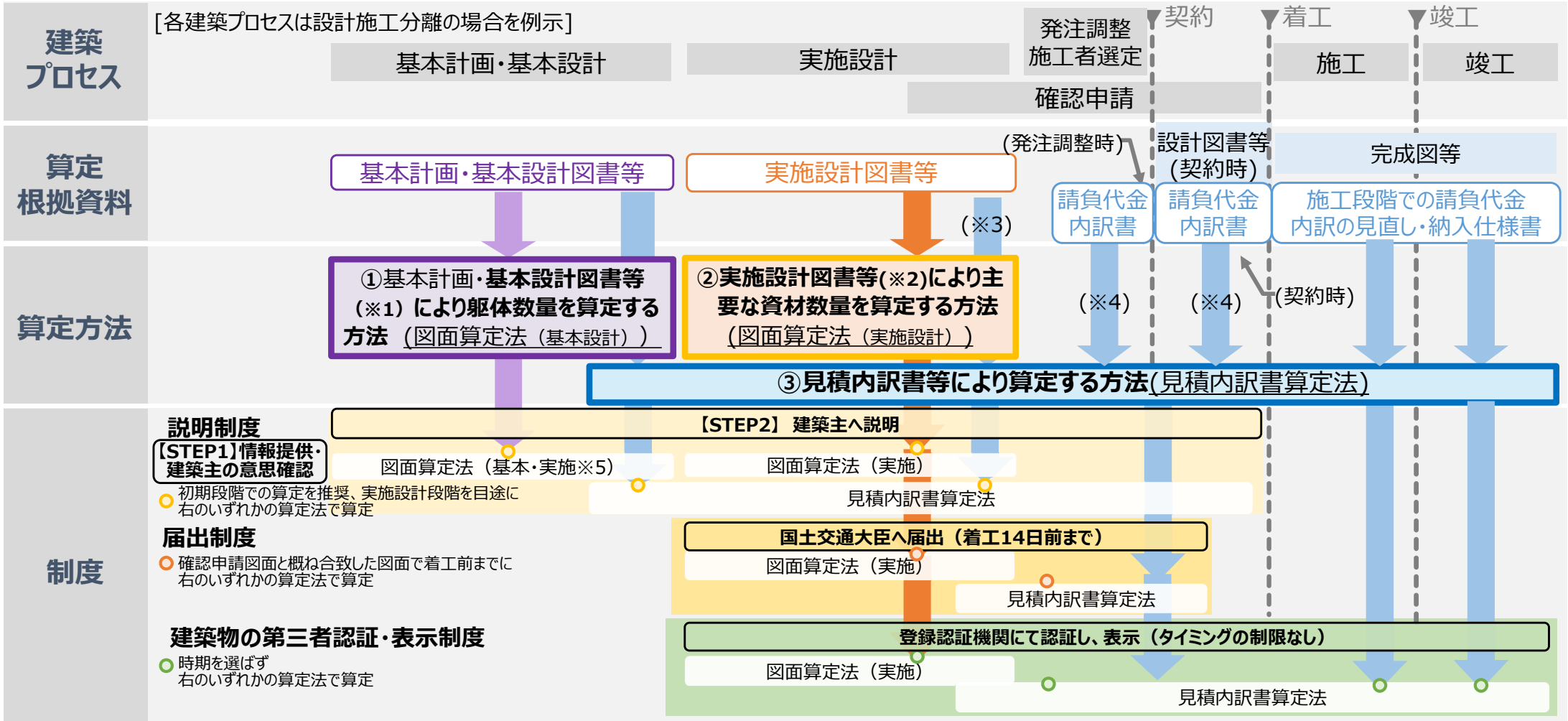
			エンボディドカーボンの評価	
			必要	**不要**
			（使用する建築材料等の数量が少なくない）	（使用する建築材料等の数量が少ない）
オペレーショナルカーボンの評価	**必要**	（建築物省エネ法適合義務）	 「Port Plus」（大林組研修施設・横浜市）	（想定されない）
	不要	（建築物省エネ法適用除外）	 https://www.yamanashi-kankou.jp/fc/location/23/23001.htmlより（山梨・野外ステージ）	 https://t-engineer.com/works_category/agricultural_facility/より（北海道・堆肥舎）

建築物ライフサイクルカーボンの評価の適用除外（**政令において、畜舎・堆肥舎を例示**）

各制度と建築プロセス/算定根拠/算定方法との関係

国土交通省

○　設計者が作成する**設計図面**、施工者が作成する**見積内訳書**のいずれかを**用いて算定できるよう**、以下**３つの算定法を整備**する。
　①　**図面算定法（基本設計）**　②　**図面算定法（実施設計）**　③　**見積内訳書算定法**
○　**図面算定法（基本設計）**は**説明制度でのみ使用**できるものとし、**図面算定法（実施設計）**または**見積内訳書算定法**は**説明制度・届出制度・表示制度**で**使用**できるものとする。



※1）標準業務の成果品等(基本設計図書、工事費概算書等) を用いる。構造計算プログラムやBIMを用いて検討を実施している場合はその情報を活用する。
※2）標準業務の成果品等(実施設計図書（構造計算書、工事費概算書、建築物省エネ法の計算書等を含む）)、構造計算プログラムやBIMを用いて検討を実施している場合はその情報を活用する。
※3）実施設計段階で設計者が積算を実施し、数量積算調書を作成する場合や設計施工一括で施工者が見積内訳書を作成している場合は、それらの資料を見積内訳書算定法で用いることも可とする。
※4）施工者が着工前の早い段階で決定し、施工者の見積内訳書を使用できる場合は着工前の届出制度での利用も考えられる。
※5）基本設計段階で実施設計相当の情報を検討している場合や、基本設計段階で見積書を作成する場合は初期段階で詳細な検討を実施することも可能。

複合用途建築における算定・評価の方法

国土交通省

○ **複合用途建築物**について、届出制度は事務所部分のみ、説明制度は非住宅部分のみを算定すればよいが、一方で、**一部の用途のみを切り出して算定を行うことが煩雑**との指摘がある。
○ そこで、複合用途建築物については、(方法１)事務所等の**算定対象用途のみを算定・評価する方法**と（方法２)**建物全体を算定・評価する方法**の2つの評価方法を認めることとする。

届出対象の該当有無の判定

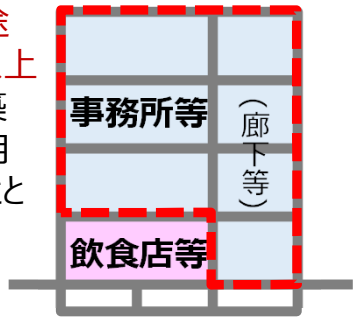
例：事務所のみが評価対象（届出制度）のケース

届出制度：事務所用途面積 5,000㎡以上

YES

事務所用途 5,000㎡以上

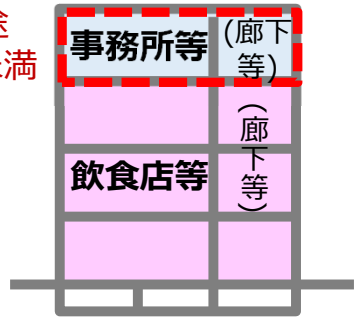
廊下等の用途は建築物省エネ法における用途の分類に準ずることとする。



届出対象

NO

事務所用途 5,000㎡未満



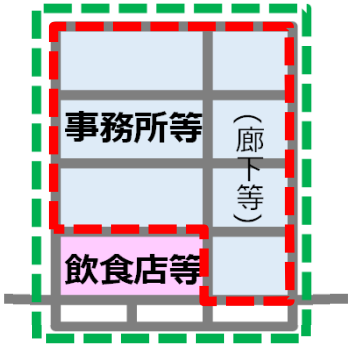
届出対象外

算定対象の範囲

例：事務所のみが評価対象（届出制度）のケース

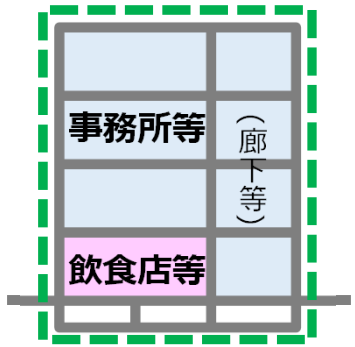
(方法１)
事務所用途のみ算定

- 躯体、外部仕上げ、設備のエンボディドカーボンは、建物全体で算定し面積案分。
- 内部仕上げのエンボディドカーボンは、①事務所用途のみ算定、又は②建物全体で算定し面積案分のいずれか。
- オペレーショナルカーボンは、事務所用途のみ算定。



（方法２）
建物全体で算定

- 算定の手間を考慮し、建物全体の算定を行う
- 建築主の判断基準への適合性についても建物全体で評価



(例)
躯体・外部仕上げ・設備のエンボディドカーボン
＝ 建物全体の躯体エンボディドカーボン(緑点線範囲)×算定対象面積（赤点線範囲）/延べ面積(緑点線範囲)
内部仕上げのエンボディドカーボン（①の場合）
＝ 算定対象範囲の内部仕上げのエンボディドカーボン(赤点線範囲)

算定式の骨子案（オペレーショナルカーボンの算定対象範囲）

国土交通省

○ **エネルギー消費（B6エネルギー消費）に係るCO2で炭素排出量を算定する際に対象とする設備**は、建築物省エネ法の**エネルギー消費性能の算定対象となる設備**とする。

（参考）設計一次エネルギー消費量の算定式（建築物省エネ法の現行の算定式）

非住宅部分

設計一次エネルギー消費量［GJ/年］

＝ 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 照明設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 昇降機の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ － エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量［MJ/年］ ＋ その他一次エネルギー消費量［MJ/年］

住宅部分

設計一次エネルギー消費量［GJ/年］

＝ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 冷房設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 照明設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ ＋ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量［MJ/年］ － エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量［MJ/年］ ＋ その他一次エネルギー消費量［MJ/年］

出所）国土交通省・経済産業省「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を基に作成

中間とりまとめ　制度設計にあたっての留意事項（抜粋）

（３）制度設計にあたっての留意事項

①日本の特性、建築物の特性等を踏まえること

- ✓ 日本における気候・風土・災害等の特性を踏まえた制度設計
- ✓ 建築物や建築業界の特性を踏まえた制度設計
- ✓ 建築設計の特性を踏まえた制度設計
- ✓ エンボディドカーボンの特性を踏まえた制度設計

②国際的な標準を意識しつつも日本の実情を踏まえること

- ✓ 国際基準と国内基準の相違により海外進出企業に手間を生じないよう留意
- ✓ 地震国日本独自の事情を考慮したLCCO2削減方策や評価方法の構築
- ✓ 知見の蓄積や脱炭素技術・製品等の海外発信により、アジア・アフリカにおける建築物の脱炭素化の取組に貢献

③厳密さを追求するあまりに社会的コストが過大とならないこと

- ✓ （特に第１ステップにおいては）簡易な算定方法もあわせて用意するなど、関係事業者の制度への参加容易性に配慮して、LCCO2評価のすそ野を拡げることを重視
- ✓ 制度目的や関係業界の練度等に応じて各種評価等の精度・粒度について検討

対象ガス

国土交通省

法律における規定

（基本理念）

第一条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

２（定義等）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五　建築物通算炭素排出量　建築生産等（建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体（その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。）をいう。）の各段階において排出される炭素量（**温室効果ガスその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質**の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。）を通算した量をいう。

評価範囲／ISO 21930におけるモジュール区分の範囲

国土交通省

○ 先行する海外制度の状況を参考にしつつ、オペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンのトレードオフにも留意しながら、ISO 21930におけるモジュール区分の範囲を整理。
○ 対象モジュールとして、製造段階（A1-A3）、施工段階（A4、A5）、使用段階（B1-B5）、使用段階（B6,B7）、廃棄段階（C1-C4）を含むライフサイクルカーボンとする。

対象算定範囲（案）

必須 □：ライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）、エンボディドカーボン（アップフロントカーボン含む）、オペレーショナルカーボン（エネルギー消費量含む）

✓ 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方中間とりまとめ（令和8年1月28日）の方針に倣い、算定範囲は、トレードオフ問題を踏まえ、オペレーショナルカーボン及びエンボディドカーボンの両方を含む。

	国・地域・ツール等	規制種別	算定範囲																
			ライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）																
			エンボディド（アップフロント）					エンボディドカーボン					オペレーショナル		エンボディドカーボン				
			A1	A2	A3	A4	A5	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	C1	C2	C3	C4	D
			製造段階			施工段階		使用段階					使用段階		廃棄段階				補足情報
上限規制/報告義務対象（2023年時点）	デンマーク	上限規制	●	●	●						●		●※1				●	●	△
	スウェーデン	報告義務	●	●	●	●	●						―						
	フランス	上限規制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	―		●	●	●	●	●
	英国 ロンドン	報告義務	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	―		△	△	△	△	△
	米国 カリフォルニア（規制1, 2のいずれか遵守）	上限規制1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	―		●	●	●	●	
		上限規制2	●	●	●								―						
	カナダ バンクーバー	上限規制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	―		●	●	●	●	△
対象算定範囲（案）			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
国内の評価ツール	(参考)J-CAT		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(参考)One Click LCA		●	●	●	●	●	●	●※2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●：算定範囲　空白：上限規制対象外　△：上限規制対象外、報告のみ　―：別途、建物のエネルギー消費量に関する規制あり

※1: デンマークはWLCA関連制度による上限規制に加え、別途、建物のエネルギー消費量に関する規制あり　※2: 通常は算定範囲外

モジュール別の算定式の作成方針

国土交通省

○ 各モジュールごとの算定式については、既存の算定ツールの算定式も参考としつつ、設計・施工の実態を踏まえ、下記の方針により作成。

1．算定の手間を考慮したアップフロントカーボンの算定

- アップフロントカーボンのCO2等排出量の算定は**資材数量×建材・設備等CO2等排出量原単位**を原則とする。
- ただし、数量把握が困難な項目(一式工事、主要部位以外、設備工事)は、以下の通り、金額比率や主要工事細目に対する比率や用途別の概算値等による概略での算定を認める算定方法も可とする。
  - ✓ 数量算定に過度な労力がかかる工事細目は、主要工事細目のCO2等排出量に対する比率等(※1)による推定での算定
  - ✓ 主要工事細目の中の一式工事等は、工事金額の比率等(※2)を用いた推定での算定
  - ✓ 構成される資材が多岐にわたり、数量の把握が困難な設備工事は、用途別のCO2等の概算値等による概略での算定

2．統一的でシンプルな算定式

- 原則は、実態に合わせて**CO2等排出量を積み上げて算定する方法**とする。
- ただし、積み上げによって**算定する方法が過度な負担となる場合を考慮し、統計データ等による概略の算定方法も可とする。**
  - ✓ **例：A5　施工**　資材重量・輸送手段・輸送距離から算定　←実態を考慮した積み上げによる算定
    資材数量×CO2等排出量原単位(産業連関表/流通分)　←統計データ(産業連関表)を用いた算定

3．算定に用いる係数、比率等には文献値や事例の分析結果を用いる

- 算定時に用いられる係数、比率等は実情を算定に反映できるように、**事例の分析結果から得られた値や文献値等を使用する。**

※1）事例の分析等により設定
※2）例えば、数量の把握が可能な項目のCO2等排出量×（数量把握が困難な項目の工事金額）／（数量把握が可能な項目の工事金額）により算定

評価対象部位・工事／地下躯体、基礎工事、建築物以外（外構など）、テナント工事の扱い

○ 評価対象部位は、土工・地業、躯体、外部仕上げ、内部仕上げ、設備等、付属建物で構成される**建築基準法で定義される建築物を対象**とする。建築物に係る杭基礎は算定対象、建築物に該当しない外構の工事は対象外。

評価対象となる建築工事・部位(案)

			部位 (工事科目)	工事細目	改正法案における 算定対象（必須）	制度上の算定対象外 案	J-CAT 算定可能範囲	One Click LCA 算定可能範囲
敷地内工事	事業者負担（A工事）	建築物工事	1．土工・地業	土工事・杭・基礎	●	－	●	●
			2．躯体	コンクリート、型枠、鉄骨、鉄筋、木材、デッキプレート他 **地下/地上躯体は一体で算定、又は分離して算定**	●	－	●	●
				上記以外	●	－	●	●
			3．外部仕上げ	屋根、外壁、外部開口部	●	－	●	●
				断熱、外部雑工事	●	－	●	●
			4．内部仕上げ	内部床、内壁、内部開口部、天井	●	－	●	●
				断熱・吸音、ユニットバス・キッチン他内部雑工事	●	－	●	●
			5．設備他	空調衛生、照明、昇降機他	●	－	●	●
			6．付属建物	建基法上「建築物」に該当する歩廊等	●	－	●	●
		外構工事 （設備インフラ含む）			－	●※1	●（任意）	●（任意）
		解体	既存地上部		－	●※1, 2	●（任意）	●（任意）
			既存地下部		－	●※1, 2	●（任意）	●（任意）
	家具				－	●	－	●（任意）
	テナント負担（B/C工事）				－	●※1	●（任意）	●（任意）
敷地外工事					－	●	－	●（任意）

※1 制度の算定対象外だが、算定ツール（J-CAT等）で任意に算定することは可能
※2 改修工事を評価する場合は評価対象とすることを検討中

算定及び評価の対象部位の範囲

国土交通省

建築基準法上の建築物の定義
1. 土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）
2. 上記1に附属する門若しくは塀
3. 観覧のための工作物
4. 地下若しくは高架の工作物に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設
5. 上記1の内、「これに類する構造のもの」に該当する細目は下表の通り。

上記の建築物に該当すると定義されるものついては、算定対象とする。

これに類する構造のものに関する細目	●：建築物に該当 －：建築物に非該当	備考
海水浴場の休憩所等	●	上部を天幕、ビニール等で覆い屋内的空間を形成して土地への定着性が認められるもの
	－	上記の内、天幕、ビニール等の覆いが容易に取り外せる構造のもの
テント工作物	●	主要骨組材にロープ又は支線などを補助材としたものに繊維系の膜材を用いて構成されたもの
	－	上記の内、容易に撤去又は膜材の取り外しができる小規模なテントで一時的な使用を目的としたもの
車両を利用した工作物（トレーラーハウス等）	●	車両を用いて住宅・事務所・店舗等として使用するもののうち、随時かつ任意に移動できるとは認れないもの
コンテナ	●	土地に定着させて倉庫やその他の用途（例：カラオケルーム）に使用する場合に該当するもの
係留船（係留型の海洋建築物）	●	実態として定常的に桟橋や鎖で固定されており、ホテルや集会場など通常の建築物にみられる用途に供するもの
機械式自動車車庫	●	屋根を有するもの、若しくは屋根を有しないが高さが8mを超えるもの
	－	屋根を有さないもので高さが8m以下のもの
開閉できる屋根を持つ工作物	●	開閉式であっても屋根の効用を有するもの（例：屋内プール、雨天用テニスコート、蛇腹式テント庵、等）
	－	屋根部分が容易に取り外し自由であって土地への定着性が認められないもの
跨線橋、プラットフォームの上屋その他これらに類する施設	－	駅のラチ内に設けられる駅本屋とプラットホーム又はプラットホームどうしを連絡する橋及び地下通路等、プラットホーム上に設けられる待合室や小規模な店舗、駅のラチ内の通路・コンコース・プラットホームの部分
	－	鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設（通信信号機室、非常用発電機室、等）
貯蔵槽その他これらに類する施設	●	内部に人が入り、通信機器のメンテナンス等を行うもの
	－	外部から通信機器のメンテナンス等を行うもの
小規模な倉庫	●	土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む）のうち、奥行が1mを超えるもの、又は高さが1.4mを超えるもの
	－	土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む）のうち、奥行が1m以内のもの、又は、高さが1.4m以下のもの

参照：建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例

評価期間の考え方

国土交通省

○ 国内認証制度(CASBEEの事務所用途)及び海外認証制度との整合等を考慮し、**本制度における評価期間は一律60年**とする。

基本的な考え方：用途に限らず評価期間は一律とする。

- 評価期間は、供用期間でも耐用年数でもない、ライフサイクルカーボンの算定・評価のための期間として位置付ける。
- 複合建築物の評価の合理化のため、用途に限らず一律とする。
- 新築建築物のライフサイクルカーボンの評価において、アップフロントカーボン以外は、設計時の想定シナリオに基づき評価されるものであり、このシナリオにおいて、竣工年から解体年までの期間のことを指す。

※60年を超える躯体の耐用年数の長寿命化努力の評価方法については、将来の検討課題とする。

国内外他制度との比較：CASBEEにおけるオフィスビル等の評価期間は60年、住宅性能表示の劣化対策等級2の目安である45～60年と整合性が取れており、国内で理解されやすい値になっていると考えられる。また、LEEDやSBTiにおける評価期間60年との整合性が取れており、国外でも一定の理解が得られる値になっていると考えられる。

	期間	本制度	国内の指針・認証制度		海外指針・認証制度		海外制度における評価期間（2023年時点）							
			CASBEE	AIJ（建物のLCA指針）	SBTi（Buildings Guidance）	LEED	EU（EPBD）	デンマーク	スウェーデン	フランス	英国（ロンドン）	米国（カリフォルニア）	カナダ（バンクーバー）	オランダ
新築	60年	●	● 事務所等		●	●					●	●	●	
	50年		―				●	●	現状なし 2027年改訂時に50年の予定※1	●				
	30年		● 物販店等											
	選択		● 30・60・90年住宅											実態に即して調整 ※2
	任意		―	●										

※1　現状、アップフロントカーボンのみの報告義務のため、評価期間の設定は無し。2027年に使用段階の評価も対象に含む制度改定を予定しており、その際には50年を採用することになっている。

※2　初期値／選択式補正／計算による補正／専門家の判断 の4段階の方法で調整。「計算による補正」では、耐用年数（初期値）に対して建物の特性をポイント付けし、重みづけ係数を反映した補正を行う。（例：初期値50年→補正後67.5年）

定量的基準値・目安値作成のための算定データ収集

国土交通省

○ 定量的基準値の検討のため、既存のツールを活用したLCCO2の算定事例を収集・分析する。

2026年度データ収集（暫定）

収集事例308件、うち重複20件を除いた
収集予定事例288件（2025年度比65件増）
について建物基本属性などを確認

- 収集予定事例は、
  日本の建築物着工統計に比べると
  大規模建築、事務所が多い傾向、
  建築主・設計・施工会社は大手が多い傾向

- 収集予定事例の内訳は、
  用途では事務所が最多（86件）、
  次いで集合住宅（65件）
  ツールではJ-CAT　48.6%、
  One Click LCA　29.9%、不動協　19.4%、
  不明　1.4%、AIJ-LCA　0.7%となった。

収集予定事例　用途×主構造の収集状況　＋算定ツールの内訳

用途×主構造	算定ツール	S造	RC造	SRC造	木造	木造＋その他構造	木造を含まない混構造	不明	合計
事務所		51	10	2	7	8	8		86
	J-CAT	26	8	1	4	4	5		48
	OneClickLCA	10			3	3	1		17
	不動協GHG	13	2	1		1	2		19
	AIJ	1							1
	不明	1							
集合住宅		3	38		13	10	1		65
	J-CAT	1	10		2	5			18
	OneClickLCA	2	23		11	4	1		41
	不動協GHG		5						5
	AIJ					1			1
庁舎		6	7	1	2	1	4		21
	J-CAT	5	7	1	2	1	4		20
	不明	1							
物流施設		21	2				1		24
	J-CAT	5	1				1		7
	OneClickLCA	5	1						6
	不動協GHG	11							11
病院		8	2		2				12
	J-CAT	8	2		2				12
ホテル		3	3			1	1		8
	J-CAT	1	1						2
	OneClickLCA					1			1
	不動協GHG	2	2				1		5
学校		4	4	1	6	4	4		23
	J-CAT	2	3	1	5	1	3		15
	OneClickLCA				1	3	1		5
	不動協GHG	2	1						3
商業施設		15			3				18
	J-CAT	2			1				3
	OneClickLCA	4			2				6
	不動協GHG	9							9
集会施設		2	1						3
	J-CAT	2	1						3
その他（複合用途含む）		3	6	1	11	5			26
不明								2	2
合計		116	73	5	44	29	19	2	288

算定事例のデータ分析の検討手順

国土交通省

○ エンボディドカーボン目安値について以下の手順により検討する。

Step1 データ収集

データ収集
・事業者、建設会社、設計事務所等から、規模、用途、構造種別を問わず、既存の算定 ツール（GHG排出量算定ソフト、J-CAT、OneClickLCA等）を用いて算定を行った結果の事例収集した。

比較

既往公表データ収集
・国内：CASBEE、日本LCA学会、着工統計等
・海外：Annex, Carbon Leadership Forum等

Step2 データ分析

基本属性/与条件/機能等とGHG排出量の相関関係を重回帰分析により検討
・用途・規模・建物階数・構造種別との相関を分析
・地盤種別・支持層の深さ等・積雪荷重等の削減の余地が制限される要素の影響度を分析
・耐震性能・劣化対策等級・積載荷重等と建築物のライフサイクルカーボンとのトレードオフを分析

Step3 目安値作成

目安値作成の検討
・分析結果をもとにした定量的基準値と目安値の分類・作成方法の検討
・削減努力反映の容易性/促進性、国際整合、比較可能性等の視点を踏まえる

参照

海外の目安値作成の事例収集
・米国：カリフォルニア
・欧州：デンマーク、イギリス、ドイツ
・カナダ：バンクーバー
・アジア：香港　等

算定事例のデータ分析①

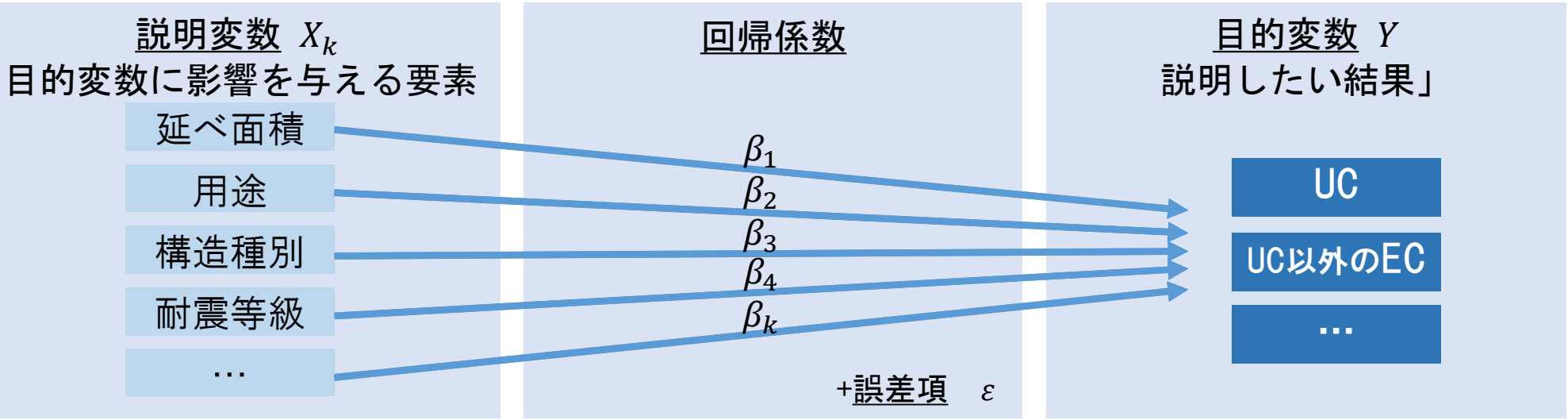
Step2 データ分析

用途や構造種別単位の単回帰分析では、他の要素の影響を考慮できないという課題を解消するために、複数の要素の影響を同時に分析可能な「重回帰分析」を実施

重回帰分析：

複数の要素（説明変数）が結果（目的変数）へ与える影響を同時に分析する手法

予測モデル $Y = \beta_0 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \cdots + \beta_k X_k + \varepsilon$ を構築



重回帰分析でわかること：

- 各説明変数が目的変数に与える「影響の大きさ」（回帰係数の大きさ）
- 他の要因を考慮したうえでの各目的変数における「統計的有意性」（p値*の算出）
- 予測モデルによる目的変数の推定

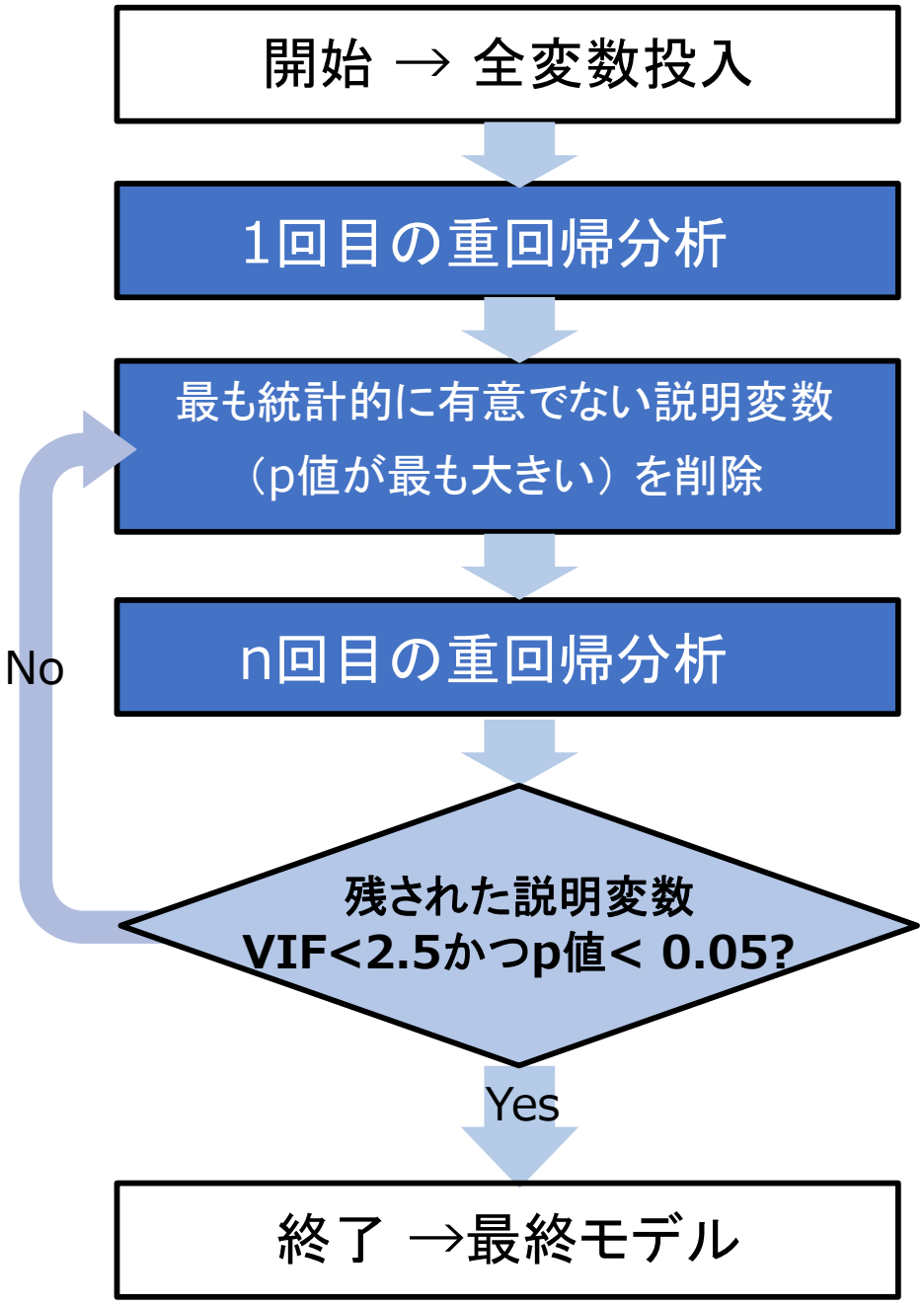
*p値：差が偶然に起きる確率を示す指標であり、一般的に0.05未満であれば統計的に有意な差があると判断される

算定事例のデータ分析②

国土交通省

課題：
<u>サンプル数に対して説明変数が多すぎる</u>
ため予測モデルが不安定
説明変数×10以上のサンプル数が目安
例)サンプル数200の場合、説明変数20以下

課題解消案：
変数減少法（Backward elimination method）を適用してp値が大きい説明変数を順番に削除し下記2条件を満たすまで反復計算
条件1:
予測モデルの安定性を示すVIF（Variance Inflation Factor：分散拡大係数、説明変数同士の相関性を小さい≒多重共線性の程度が小さい）が全て2.5未満
条件2:
統計的有意差を示すp値が全て0.05未満



算定事例のデータ分析③

国土交通省

2025年度に実施した算定事例に基づく重回帰分析手法について、**統計学の有識者へのヒアリングの結果、一定の妥当性が認められた**。一方で、分析手法や結果の解釈・活用に当たっては、以下の留意点が示された。

1．分析手法

- 複数手法（現状の2手法：①P値ベースの変数減少法による重回帰、②LASSOで変数選択後にRobust SEを用いた重回帰）での比較は問題なし。重要なのは、**手法の違いによる感度分析**（推計手法を変えても結果が一貫するか）を確認すること
- HC3ロバスト標準誤差の使用も問題なし
- 異分散性があっても結果への影響は限定的で、現行のP値ベースの変数減少法も参考にできる
- その他の変数選択法として、変数増加法（変数減少法より保守的）も一案

2．変数選択の安定性

- 変数の選択結果は手法やデータにより変動するが、**変わらず残る変数（現段階では建物用途）は信頼性が高い**
- **サンプル数が増えれば安定**するため、現状の不安定さは、主に説明変数に対するサンプル数の少なさに起因する

3．説明変数の精査

- 説明変数同士の相関分析を実施し、相関が高い変数は整理（削除・統合）
- 残す変数は理論＋政策判断で決定し、**OCとの整合性を踏まえた変数整理**が必要

4．基準値の設定

- 現在のデータは良好事例に偏る（サンプリングバイアスあり）→ **基準値は初期は緩めの設定が妥当**

今後の対応案

- 相関分析で変数を整理し、理論＋政策判断＋OC整合性で取捨選択
- 複数手法での感度分析を継続（一貫して残る変数を重視）
- 基準値は初期は緩めに設定し、データ蓄積に応じて見直し

エンボディドカーボン／目安値の作成方針

国土交通省

○ 複数の分析条件で統計的な有意差が確認され、海外制度においても一般的に区別されている**「用途別」**で目安値を作成する。
○ 耐震性能についても同様に有意差が確認されたが、**目安値・基準値作成にあたって、耐震性能をどのように考慮することが可能かついては、一定の知見の蓄積が必要である**ことから、引き続き検討すべき課題として整理※
○ **その他の建物与条件（地盤条件、支持層深さ、地下躯体等）**については、当面は、削減措置・与条件等のチェックリストで届出・表示を行い、**今後の算定事例の蓄積により統計的有意差が確認された段階で、目安値の細分化を検討**する。

制度開始時点の目安値案	想定される課題	課題への対応
目安値は用途別で作成 目安値の設定に当たっては、地上躯体および地下躯体の双方を対象に含めるものとする。 （両者を区分した内訳は示さない。） 地盤条件等の与条件、耐震性能等の建物機能は別途チェックリストで届出・表示を行う	**用途別目安値では考慮されない建物与条件の影響** ・建物与条件（地盤条件、支持層深さ、地下躯体等）の影響を用途別目安値では直接考慮されないため、同用途でも建物与条件の違いにより評価結果に差が生じる可能性がある	**事例の蓄積・分析の継続と当面のチェックリスト対応** ・当面は、削減措置・与条件等のチェックリストで届出・表示を行う。 ・地上躯体と地下躯体は分離して算定することを推奨としつつ、制度開始時点においては、両者を一体で算定することも許容 ・算定事例（地上と地下の躯体、杭が分離された事例など）を蓄積し、統計分析により有意な影響があるかどうか引き続き検討

※ゼロカーボンビル推進会議（理事長：伊香賀名誉教授、事務局：IBECｓ）において、長寿命化ＳＷＧを設置し、耐震・制震・免振によるエンボディドカーボン削減の効果や評価方法に係る検討が開始された

オペレーショナルカーボンの目安値｜基準一次エネルギー消費量の算定式

○ 建築物省エネ法のエネルギー消費性能の算定において、基準一次エネルギー消費量は、空気調和設備等にBEIの水準を乗じて、その他一次エネルギー消費量を加えることで算定される。

（参考）基準一次エネルギー消費量の算定式（建築物省エネ法の現行の算定式）

非住宅部分

基準一次エネルギー消費量［GJ/年］

＝［空気調和設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋照明設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋給湯設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋昇降機の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］］×規模及び用途に応じた基準一次エネルギー消費量の水準（BEIの水準）＋その他一次エネルギー消費量［MJ/年］

住宅部分

基準一次エネルギー消費量［GJ/年］

＝［暖房設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋冷房設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋機械換気設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋照明設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］＋給湯設備の基準一次エネルギー消費量［MJ/年］］×規模及び用途に応じた基準一次エネルギー消費量の水準（BEIの水準）＋その他一次エネルギー消費量［MJ/年］

出所）国土交通省・経済産業省「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を基に作成

オペレーショナルカーボンの目安値｜基本の考え方

国土交通省

○ 用途規模別にBEIの水準が引き上げられた上で基準一次エネルギー消費量が定められており、これを換算することで、オペレーショナルカーボン（B6エネルギー消費）の目安値を算定する。

- 以下表は、2026年4月1日以降に省エネ適判を申請する建築物の省エネ基準を取りまとめたもの。
- 2030年度まで継続的に省エネ基準を引き上げる方針となっており、竣工時の省エネ基準を採用することを想定。
- 基準一次エネルギー消費量は、建築物省エネ法の省エネ計算にて算定。
- 以下、基本算定式の通り、オペレーショナルカーボン（B6エネルギー消費）の目安値は評価対象建物毎に異なる。

2026年4月時点の省エネ基準に基づくBEIの水準

住宅／非住宅	規模	用途	BEIの水準
非住宅	大規模	工場等	0.75
		事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等	0.80
		病院等 飲食店等 集会所等	0.85
	中規模（300㎡以上2000㎡未満）	工場等	0.75
		事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等	0.80
		病院等 飲食店等 集会所等	0.85
	小規模（300㎡未満）		1.00
住宅			1.00

オペレーショナルカーボン（B6）の目安値の基本算定式

評価期間（60年間）における評価対象建物のオペレーショナルカーボン（B6）の目安値

＝ 基準一次エネルギー消費量（基準値）［MJ/年］ × 一次エネルギー消費量を炭素排出量に換算する係数［kg-CO_2e/MJ］ × 評価年数

出所）国土交通省・経済産業省「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」等を基に作成

オペレーショナルカーボンの目安値｜基本の考え方

国土交通省

○ 住宅の仕様基準を適用する場合は、BEIの算定を行わないため、基準値が存在しない。
○ オペレーショナルカーボンの算定と同様に、CASBEEの住宅仕様基準に基づく基準一次エネルギー消費量のレベル２（仕様基準）の考え方を参考に基準値を設定する。

CASBEEにおける住宅仕様基準に基づく基準一次エネルギー消費量の仕様基準の考え方

表Ⅳ.17 住宅仕様基準に基づく基準一次エネルギー消費量[MJ/㎡]

設備方式	レベル	地域 1	地域 2	地域 3	地域 4	地域 5	地域 6	地域 7	地域 8
A・a	参照値(レベル 3)	1,302	1,150	1,025	1,026	950	864	753	786
	レベル 1	1,552	1,366	1,214	1,215	1,122	1,017	881	921
	レベル 2(仕様基準)	1,427	1,258	1,120	1,120	1,036	941	817	853
	レベル 4(誘導仕様基準)	1,177	1,042	931	932	864	788	689	718
A・b	参照値(レベル 3)	1,290	1,139	1,007	994	919	796	664	534
	レベル 1	1,537	1,352	1,191	1,175	1,084	933	773	613
	レベル 2(仕様基準)	1,414	1,245	1,099	1,085	1,002	865	719	574
	レベル 4(誘導仕様基準)	1,166	1,032	915	903	837	727	610	494
B・a	参照値(レベル 3)	917	867	813	830	777	763	693	786
	レベル 1	1,082	1,020	954	975	910	893	808	921
	レベル 2(仕様基準)	1,000	944	884	902	843	828	751	853
	レベル 4(誘導仕様基準)	835	790	742	757	710	698	636	718
B・b	参照値(レベル 3)	905	856	794	797	746	695	604	534
	レベル 1	1,067	1,007	932	935	872	810	699	613
	レベル 2(仕様基準)	986	931	863	866	809	752	652	574
	レベル 4(誘導仕様基準)	824	780	726	729	683	637	557	494
C・a	参照値(レベル 3)	861	814	758	766	688	691	653	786
	レベル 1	1,013	955	888	897	802	805	758	921
	レベル 2(仕様基準)	937	884	823	832	745	748	706	853
	レベル 4(誘導仕様基準)	785	743	694	701	632	634	600	718
C・b	参照値(レベル 3)	849	802	740	734	657	622	564	534
	レベル 1	998	941	865	858	764	721	650	613
	レベル 2(仕様基準)	924	872	803	796	711	672	607	574
	レベル 4(誘導仕様基準)	774	733	677	672	604	573	521	494

出所）CASBEE「戸建（新築）2025年度版マニュアル」より一部抜粋

【暖房設備の方式】
A:単位住戸全体を暖房する方式
B:居室のみを暖房する方式(連続運転)
C:居室のみを暖房する方式(間歇運転)

【冷房設備の方式】
a:単位住戸全体を冷房する方式
b:居室のみを冷房する方式(間歇運転)

再生可能エネルギーの評価の取り扱い

国土交通省

①定量的評価の対象とする（第1評価軸）

②定量的評価の対象とする（第2評価軸）

		エネルギー消費性能（省エネ適判等）	建築物通算炭素排出量評価（届出制度、説明制度、第三者認証・表示等）
[1] 敷地内設置	[1-1]設備購入・リース	○※1	①※1
	[1-2]オンサイトPPA（発電事業者から長期購入契約）	○※1	①※1
[2] 敷地外設置	[2]オフサイトコーポレートPPA（フィジカルPPA／バーチャルPPA）等 ※自営線・自己託送含む	×	②※1※2
[3] 再エネ電力メニューへの切り替え		×	対応なし
[4] 上記除く証書のみ購入		×	対応なし

※1　発電量のうち、ライフサイクルカーボン評価を行う建築物の消費分のみを評価
※2　対象電源やPPAの契約条件等の詳細（例：１５年以上の契約）は、第９回で議論
※ＧＨＧプロトコルにおける「同時同量」「地域性」の論点については、議論が成熟してからの反映を検討する。

４－３．検討事項３
建築主の国への届出制度

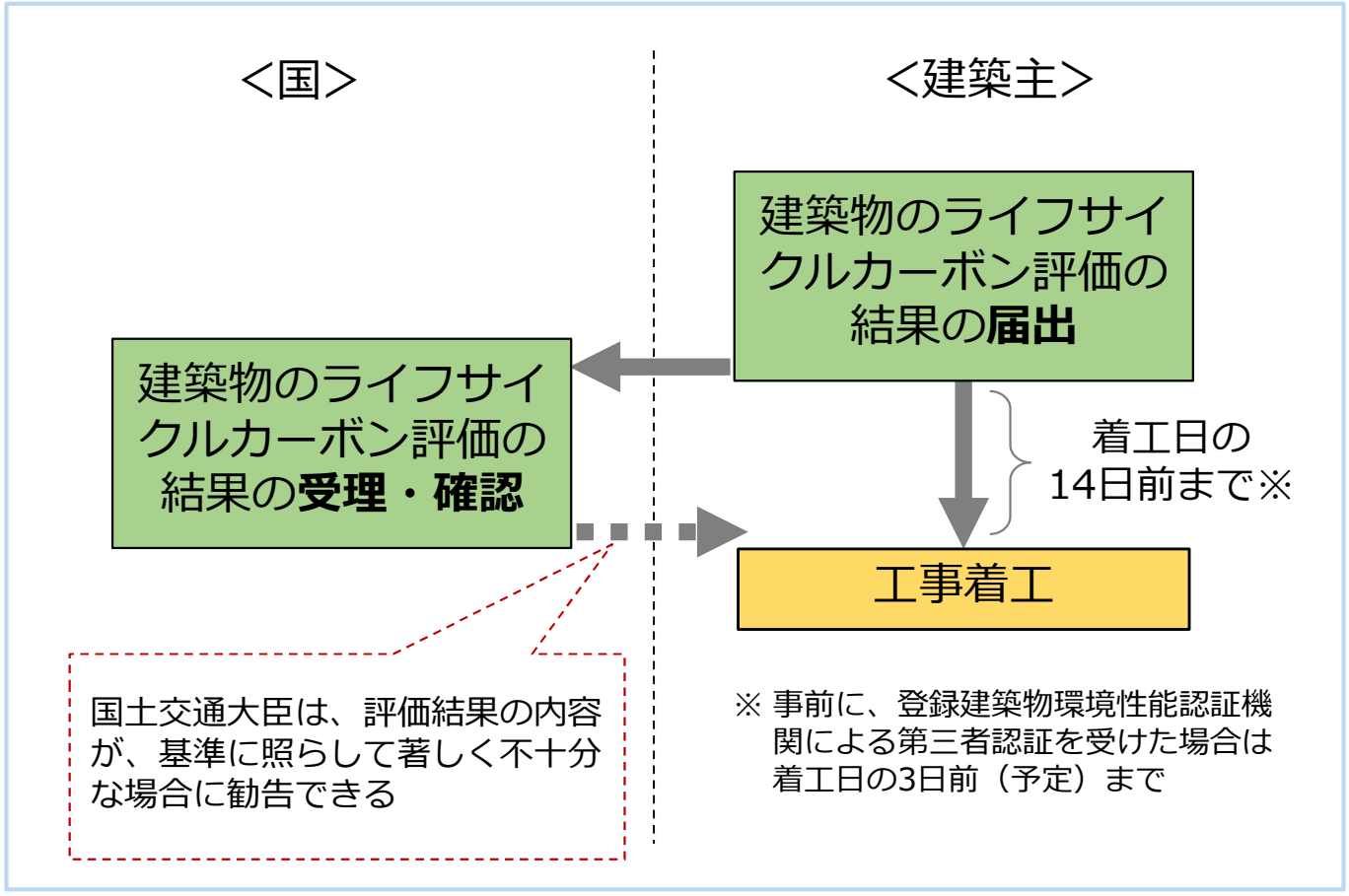
建築物ライフサイクルカーボン評価結果に係る建築主の届出制度（法第64条の6）

国土交通省

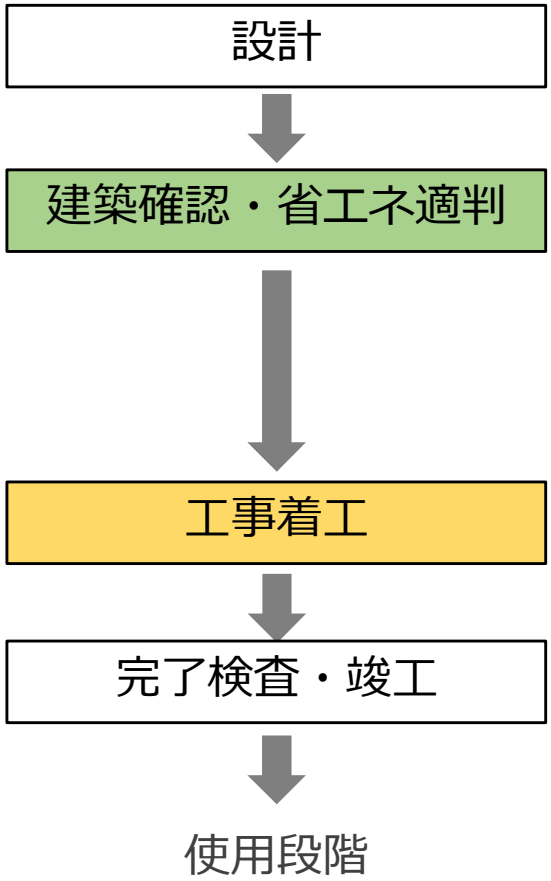
○ 建築主は、5,000m²以上の事務所（政令で規定予定）の新築・増改築を行う場合、建築物のライフサイクルカーボン評価の結果について、「着工の14日前まで」※ に国土交通大臣に届出。
※ 事前に、国に登録された機関による第三者認証（建築主の判断基準に適合する場合に限る）を受けた場合は「着工の３日前まで（省令で規定予定）」に国土交通大臣に届出。

○ 国土交通大臣は、評価結果の内容が、建築主の判断基準に照らして著しく不十分な場合に勧告できる。

〈手続フロー〉



建築に係る手続の流れ



建築主の国への届出制度

国土交通省

法律における規定

（設計時建築物通算炭素排出量削減計画等の届出等）

第六十四条の六　**建築主**（国等の機関の長を除く。）**は、**次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る**設計時建築物通算炭素排出量削減計画**（設計段階における建築物通算炭素排出量の削減のための建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）の構造方法及び当該建築物における建築材料等の使用又は設置に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）**を作成**し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、**設計時建築物通算炭素排出量評価を行い**、その**工事に着手する日の十四日前までに**、**当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない**。当該**設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更**（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、**同**様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する**判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である**と認めるときは、当該届出を受理した日から十四日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る**設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる**。

3　建築主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る建築物が第六十四条の十第一項に規定する登録建築物環境性能認証機関が行った設計時建築物通算炭素排出量評価についての認証その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを受けたものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、その結果その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を提出することができる。この場合において、前二項の規定の適用については、第一項中「十四日前」とあるのは「三日以上十四日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、前項中「十四日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

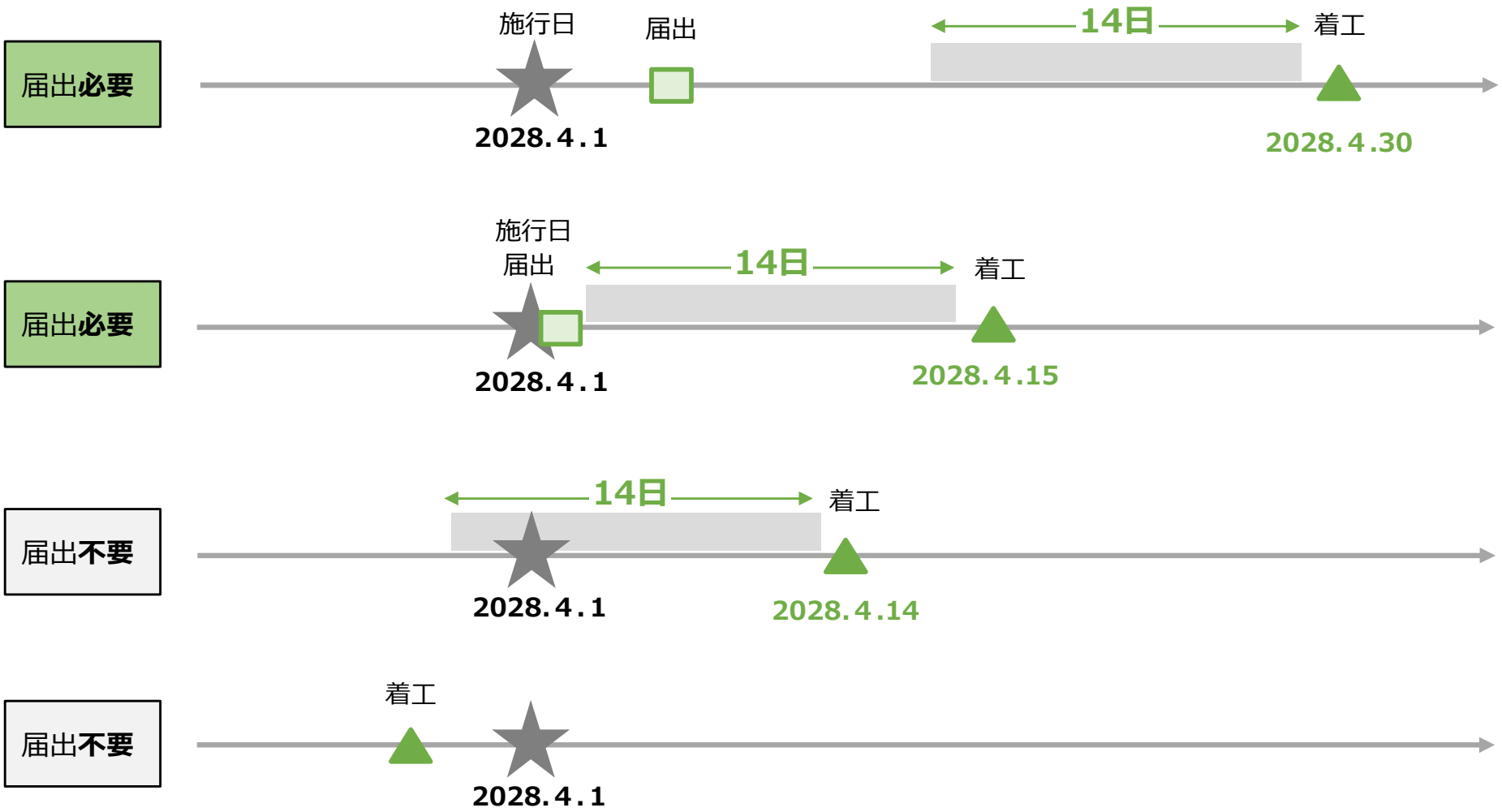
施行日前後における建築物のライフサイクルカーボン評価の届出

国土交通省

○ 5,000㎡以上の事務所（政令で規定予定）の新築・増改築時は、工事に着手する日の14日前までにライフサイクルカーボン評価の結果を建築主から国土交通大臣に届け出ることが義務付けられる。［第６４条の６］

○ このため、施行日から14日以内に着工する建築物については、建築主は、当該届出の義務がかかる一方で、（届出制度が施行していないため届出行為ができず、）義務を履行できない状況に置かれることとなる。

○ そこで、**届出義務**について、**施行日から14日後以降に工事に着手する新築・増改築について適用する**こととする**経過措置を設ける**。［附則第５条］



※日付は（仮に2028.４.１施行とした場合の）イメージ

届出図書

国土交通省

○ 着工前に提出を行う届出制度において、図面算定法(実施)を用いた場合の算定根拠資料と資料作成者の整理を行った。

- **提出者は建築主とする。**
- 設計者が作成する資料に基づき、**設計者が算定**を行うものとする。
- 届出制度においては算定根拠資料のうち、計算条件と計算内容が確認できる必要最低限の情報を提出する。
（表中の算定根拠資料のうち　部）

確認事項	確認項目	算定根拠資料	根拠資料の作成者		備考
			設計者	施工者	
算定結果	計算内容等	ライフサイクルカーボン等計算書	○	－	
建築概要	基本事項	建物概要書	○	－	確認申請図等
エンボディドカーボンのうちアップフロントカーボン	各工事ごとの数量・仕様(A1-A3)	資材数量・部位別面積集計表	○	－	
		図面等 ① 建築図(配置図、仕様書、平面図、立面図、建具表、外壁仕上表、内壁仕上表) ② 構造図、構造計算プログラムからの数量出力 ③ 設備図、(機器表/平面図/系統図)(※2) ④ BIMモデルからの数量出力(①～③の代わり)	○	－	
エンボディドカーボンのうちアップフロントカーボン以外	地球温暖化物質の使用量(B1)	地球温暖化物質集計表	○	－	
		設備図(仕様書、機器表、平面図、系統図等)	○	－	確認申請図 省エネ適判資料等
オペレーショナルカーボン	エネルギー使用量(B6)	想定エネルギー消費量計算書	○	－	例えば、延べ面積、排出係数、省エネ計算結果BEIを入力し、統計値等を用いて算出するなど
		省エネルギー適合性判定書(結果のみ)	○	－	省エネ適判資料
	水使用(B7)	想定給排水量計算書	○	－	

○:主たる資料作成者

届出図書

国土交通省

○ 着工前に提出を行う届出制度において、見積内訳書算定法を用いた場合の算定根拠資料と資料作成者を整理。

- **提出者は建築主とする。**
- 基本的には設計者が作成する資料に基づき、**設計者が算定**を行うものとする。
  施工者が着工前の早い段階で決定し、施工者の作成する見積内訳書を算定根拠として使用しても良いものとする。
- 届出制度においては算定根拠資料のうち、計算条件と計算内容が確認できる必要最低限の情報を提出する。
  （表中の算定根拠資料のうち ▭ 部）

確認事項	確認項目	根拠資料	根拠資料の作成者		備考
			設計者	施工者	
算定結果	計算内容等	ライフサイクルカーボン等計算書	○	－	
建築物の概要	基本事項	建物概要書	○	－	確認申請図
エンボディドカーボンのうちアップフロントカーボン	各工事ごとの数量・仕様(A1-A3)	資材数量集計表	○	－	
		請負代金内訳書の仕訳資料	△※2	○※2	
		請負代金内訳書等（金抜きでも可）	○※1	－	
			－	○※2	
エンボディドカーボンのうちアップフロントカーボン以外	地球温暖化物質の使用量(B1)	地球温暖化物質集計表	○	－	
		設備図(仕様書、機器表、平面図、系統図等)	○	－	確認申請図 省エネ適判資料
		請負代金内訳書等の配管数量(冷媒配管等)	○※1	－	
			△※2	○※2	
オペレーショナルカーボン	エネルギー使用量(B6)	想定エネルギー消費量計算書	○	－	例えば、延べ面積、排出係数、省エネ計算結果BEIを入力し、統計値等を用いて算出するなど
		省エネルギー適合性判定書(結果のみ)	○	－	省エネ適判資料
	水使用(B7)	想定給排水量計算書	○	－	給水量計算書

○：主たる資料作成者、△：確認を実施
※1）実施設計段階で設計者が積算を実施し、数量積算調書を作成する場合を想定。
※2）設計施工一括で施工者が見積内訳書を作成する場合と施工者が着工前の早い段階で決定し、施工者の見積内訳書を算定に使用できる場合を想定。仕訳作業は施工者で実施し、仕訳を行った結果の確認を設計者が行う。

４－４．検討事項４
建築士の建築主への説明制度

建築士の建築主への説明制度

国土交通省

中間とりまとめ（抜粋）

建築主と設計者のコミュニケーション及びLCCO2評価を促す措置（建築士の説明制度）

LCCO2削減のためには、基本設計や実施設計段階からLCCO2評価や削減のための設計検討を行うことが有効である。そのためには、まずは、建築主と設計者間で、LCCO2評価の必要性についてコミュニケーションを図る必要がある。そこで、比較的LCCO2の大きい大規模建築物については、専門的知識を有する建築士が建築主に対して、**設計する建築物においてLCCO2評価を実施する意義、期待される効果、考えられる設計上の工夫・削減措置等について説明**した上で、建築主の求めに応じてライフサイクルカーボンの算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべきである。特に、基本計画・基本設計など設計の初期段階における構造種別や既存建築物・既存杭の活用、低炭素製品（リユース材・リサイクル材を含む）・GX製品等の活用等の検討にあたってLCCO2評価結果（自己評価）を活用することについて、設計者から建築主に提案を行うことが期待される。

対象建築物の例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築

４－５．検討事項５
第三者認証・表示制度

BELS（建築物の省エネ性能の第三者評価制度）

国土交通省

○ 国のガイドラインでは、表示制度の信頼性向上等の観点から、省エネ性能の第三者評価の取得を推奨。
○ 第三者評価制度のＢＥＬＳ（ベルス）では、評価機関による審査を経て、ラベル・評価書等を発行。
○ ZEH・ZEBマークによるネット・ゼロ・エネルギーの達成をラベル等に表示することが可能。



（2024年4月以降のBELSプレート）

制度名称	BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）
運営主体	（一社）住宅性能評価・表示協会
評価対象	設計上の省エネ性能（新築・既存は不問）
評価者	BELS評価機関（112機関、2026年２月時点） ※登録省エネ適判機関等により構成 評価実施者：住宅性能評価員（住宅部分のみ） または適合性判定員
実績	下表参照

建物種別	類型件数
住宅用途	1,073,540
非住宅用途	8,081
複合用途	53
計	1,081,674

（令和８年３月時点）

BELS評価機関一覧

国土交通省

R８.9時点

全114機関

日本ＥＲＩ株式会社
一般財団法人日本建築センター
一般財団法人ベターリビング
ハウスプラス住宅保証株式会社
株式会社日本確認検査センター
株式会社東京建築検査機構
一般財団法人神奈川県建築安全協会
一般財団法人　住宅金融普及協会
株式会社住宅性能評価センター
日本建築検査協会株式会社
ビューローベリタスジャパン株式会社
一般財団法人日本建築総合試験所
一般財団法人さいたま住宅検査センター
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
一般財団法人愛知県建築住宅センター
株式会社確認サービス
株式会社兵庫確認検査機構
株式会社CI東海
株式会社ジェイ・イー・サポート
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
株式会社西日本住宅評価センター
九州住宅保証株式会社
株式会社サッコウケン
にほんのいえ評価センター株式会社
株式会社ハウスジーメン
一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
株式会社湘南建築センター
株式会社東日本住宅評価センター
一般財団法人なら建築住宅センター
株式会社日本住宅保証検査機構
一般財団法人大分県建築住宅センター
岡山県建築住宅センター株式会社
株式会社阪確サポート
株式会社住宅あんしん保証
富士建築センター株式会社
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
株式会社愛媛建築住宅センター
一般財団法人山口県建築住宅センター
関西住宅品質保証株式会社
公益社団法人 高知県建設技術公社
ユーディーアイ確認検査株式会社
株式会社愛知建築センター
株式会社東北建築センター
株式会社Ｊ建築検査センター
一般財団法人茨城県建築センター
一般社団法人日本住宅性能評価機構
日本建物評価機構株式会社
株式会社ぎふ建築住宅センター
一般財団法人にいがた住宅センター
株式会社　香川県建築住宅センター
一般財団法人北海道建築指導センター
株式会社総研
株式会社広島建築住宅センター
一般財団法人宮城県建築住宅センター
株式会社都市居住評価センター
株式会社神奈川建築確認検査機関
一般財団法人福岡県建築住宅センター
株式会社オーネックス
一般財団法人大阪住宅センター
株式会社確認検査機構プラン21
株式会社I-PEC
株式会社近確機構
公益社団法人山梨県建設技術センター
公益財団法人三重県建設技術センター
株式会社新潟建築確認検査機構
株式会社ジェイネット
株式会社トータル建築確認評価センター
一般財団法人滋賀県建築住宅センター
一般財団法人長野県建築住宅センター
アール・イー・ジャパン株式会社
アウェイ建築評価ネット株式会社
株式会社　国際確認検査センター
株式会社　安心確認検査機構
株式会社　仙台都市整備センター
一般財団法人富山県建築住宅センター
公益財団法人佐賀県建設技術支援機構
日本タリアセン株式会社
ＩＮＤＩ　株式会社
株式会社　確認検査機構アネックス
有限会社　広島県東部建築確認センター
日本確認センター株式会社
一般財団法人ふくしま建築住宅センター
一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
一般財団法人　秋田県建築住宅センター
一般財団法人　岩手県建築住宅センター
株式会社　千葉県建築住宅センター
株式会社とくしま建築住宅センター
シー・アイ建築認証機構株式会社
株式会社京都確認検査機構
一般財団法人熊本建築審査センター
株式会社GAI建築確認
建築検査機構株式会社
一般財団法人　大阪建築防災センター
一般財団法人　宮崎県建築住宅センター
一般財団法人　和歌山県建築住宅防災センター
株式会社総合確認検査機構
株式会社　確認検査機構トラスト
株式会社北日本建築検査機構
特定非営利活動法人　都市づくり建築技術研究所
一般財団法人島根県建築住宅センター
沖縄建築確認検査センター株式会社
株式会社　技研
株式会社　建築住宅センター
株式会社ERIソリューション
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
株式会社鹿児島建築確認検査機構
株式会社　高良GUT
株式会社評価審査機構
株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
株式会社 都市建築確認センター
株式会社秋田建築確認検査機関
株式会社ガイア
株式会社ACS熊本